

「立憲的独裁」の政治的動態

——ポルトガル・新国家体制下での大統領選挙を中心に——

武 藤 祥

「ポルトガルはヨーロッパから忘れられ、かつヨーロッパを忘れた国なのです。わたくしたちが閉じこめられていた的是一个の袋小路，一種古ぼけた修道院で，そしてその番人こそアントニオ・デ・オリヴェイラ・サザールだったのです」—アントニオ・タブッキ『イザベルに—ある曼荼羅』（和田忠彦訳，河出書房新社，2015年）—

はじめに

序章 新国家体制への視座

第1節 問題の所在

第2節 新国家体制をめぐる研究状況—2つのアプローチを中心に—

第1章 立憲的独裁の政治構造

第1節 立憲的独裁の制度的概観

第2節 立憲的独裁の政治的特質

第2章 1945年以降の政治的変容

第1節 競争的政治への変容

第2節 反対派勢力の再編と選挙への参加

第3章 立憲的独裁下の大統領選挙の位相と実像

第1節 大統領選挙の位相

第2節 1949年大統領選挙—初の競争的大統領選挙—

第3節 1951年大統領選挙—新国家体制の継続をめぐる—

第4章 1958年大統領選挙—新国家体制最大の危機？

第1節 反対派の再結集とアルガドの立候補

第2節 選挙戦の展開

第3節 選挙結果とその反響

第4節 1959年の憲法改正—大統領公選制の廃止と立憲的独裁の終焉

終わりに

はじめに

ファシズムの猛威が過ぎ去り、議会制民主主義が遍く広がった第二次大戦後の西欧から見ると、戦間期に成立した独裁体制が維持されたイベリア半島の両国は、ソ連の影響下で共産党の単一支配と社会主義経済を導入した中東欧諸国と同様に、あるいはそれ以上に異質な存在と映ったのではないだろうか。ここでは、(部分的にはファシズムの影響が見られるものの)カトリック信仰や中世の伝統的社会観を直接的に援用するような、ともすれば時代錯誤的な理念・原理に基づく政治が展開されていたがゆえに、その異質さは一層際立ったものとなったであろう。ピレネー山脈は西欧とイベリア半島とを分かちま一つの「鉄のカーテン」のような存在であった。

だがその彼方に存在した独裁体制は、単に懐古趣味的な独裁でも、名称から推察されるようなフランコ (Francisco Franco Bahamonde) もしくはサラザール (António de Oliveira Salazar) による個人独裁でもなかった。仔細に観察すれば、その政治制度や統治原理には、戦間期に両国が直面した様々な危機に対する一つの解決策が表れている。同時により長いスパンで見れば、それらはイベリア半島のみならずヨーロッパの「周辺」において19世紀から続く政治・社会的混乱 (自由主義、政党に基づく議会制民主主義、労働運動の興隆、軍の政治介入など) の帰結でもあった。

西欧型の議会制民主主義を追求しながらも挫折した後、戦間期に頂点に達した危機に対し、ファシズムでも共産主義でもない方法で解決を目指したイベリア半島の試みは、20世紀のヨーロッパにおける1つの政治的実験でもあった。両国を約40年にわたって支配した権威主義的統治のあり方を探ることは、そのような実験の歴史的位相を見定めることにもつながる。本稿は「古ぼけた修道院」の扉の奥で展開された政治的営為の一端を照らす試みである。

序章 新国家体制への視座

第1節 問題の所在

戦間期ヨーロッパに成立した非民主主義体制として最長の期間支配を続けた

新国家体制（Estado Novo）¹⁾だが、政治学・歴史学双方の観点から見て、さほど注目されてきたとはいえない。もっともこうした状況は新国家体制に限らず、ポルトガル政治史全体についても当てはまる。その理由は「イベリアの特殊性」という言葉に端的に表現されるこの地域への偏見・無関心だけにあるのではない。スペイン内戦（1936-39年）という、世界の耳目を集める出来事の後成立したがゆえに一定の関心を集めたフランコ体制と比べても、さほど劇的な経緯をたどらなかった新国家体制への関心の低さは際立っている（既存研究の状況については次節で改めて論じる）。

戦間期ヨーロッパにおける「民主政の崩壊」においては、①ファシズム体制の成立に至った国々（ドイツ、イタリア）、②漸進的に権威主義化した国々（中東欧・バルカン諸国、エストニアなど）が存在するが、ポルトガルは②の典型例の一つとあってよい。先鋭化した労働運動の高まりと、それに呼応したファシズムならびに急進右翼の伸長の中、軍などを中心とした保守的なセクターがファシズム運動に先んじて権力を掌握し、議会制民主主義を換骨奪胎していくというプロセスは、ヨーロッパの「周辺」で広く見られた現象であった。

これらの国々は、戦間期の危機から民主主義体制への崩壊へと至る過程を分析するためには豊富な事例を提供してくれる。ただ、そのような中樹立された権威主義体制の動態（成立・安定・変容など）を比較の視座で捉えることは存外難しい。

例えば中東欧・バルカン諸国のほとんどは、ドイツの侵略という外的要因により半ば唐突に崩壊したため、権威主義体制の内的動態を観察する事例とはなりえない。

1) 1926年5月のクーデタ後、6年間の軍事独裁期を経て1933年憲法によって確立され、1974年の「カーネーション革命」まで存続した政治体制を新国家体制と呼ぶ。1932年に首相に就任したサラザールが事実上の支配権を有していたことから「サラザール体制」もしくは「サラザール独裁」と呼ばれることもあり、筆者も以前発表した論考で「サラザール体制」という語を用いた。武藤祥「ポルトガル『立憲的独裁』の成立（1926-33年）」日本比較政治学会年報第19号『競争的権威主義の安定性と不安定性』2017年、ミネルヴァ書房。しかし、（フランコ体制などの対比において）個人としてのサラザールの権力が絶対的でも、アプリオリに規定されているわけでもないこと、また特にポルトガル本国の研究で一般的に用いられていることに鑑み、本稿では「新国家体制」という呼称を用いることにする。

なお新国家体制に関わる情報を網羅した事典として、Fernando Rosas, José Maria Brandão de Brito (dirs.), *Dicionário de História do Estado Novo* (2 vols.), Lisboa, Bertrand Editora, 1996。

フランコ体制は、新国家体制と同様に長期の支配を実現し、そうした動態を捉えるには格好の事例である。だが内戦を経て成立したことによって「戦時」の論理が（特に体制前半期に）色濃く反映されたこと、そして先行体制との間に深い断絶が見られたことなどに注意する必要がある²⁾。また相対的に長い期間をかけて政治体制として確立していき、体制の中核となる法制的基盤も、数次にわたる基本法（Leyes Fundamentales）の整備によって漸進的に進んだという点が特徴である。

他方、中東欧諸国が直面したような外的要因から比較的自由であり、40年以上にわたる支配を実現した新国家体制は、上記②のタイプの体制における政治的動態をより純粋な形で表している。ある研究者は新国家体制を、1920年代のヨーロッパに成立した独裁体制の中で「最も制度化され、長期間持続した」独裁と表現している³⁾。「制度化された独裁」という表現を筆者なりに解釈すれば、体制の統治原理が憲法や基本法の形で規定され、体制の統治機構（狭義の執政制度だけではなく、単一政党や各種の官製団体、準軍事組織、組合・労働者組織といった社会経済的機構も含む）が整備された独裁と規定できる⁴⁾。これを踏まえると新国家体制はフランコ体制とは異なり、初期段階にすでに「制度化」を達成したと考えられる。

フランコ体制がいわば「制度化に向かう独裁」の動態を見せた事例とするならば⁵⁾、新国家体制は「制度化された独裁」がその後いかに展開するかを観察

2) だがフランコ体制の政治的特質が全てスペイン内戦によってもたらされたものと想定すると、同体制の特殊性を過度に強調し、他事例との比較可能性を閉ざしてしまうという点もまた重要である。武藤祥『「戦時」から「成長」へ—1950年代におけるフランコ体制の政治的変容』立教大学出版会、2014年、22-25ページ。

3) Goffredo Adinolfi and António Costa Pinto, "Salazar's 'New State': The Paradoxes of Hybridization in the Fascist Era", in António Costa Pinto & Aristotle Kallis (eds.), *Rethinking Fascism and Dictatorship in Europe*, Hampshire, New York, Palgrave Macmillan, 2014, p.170.

4) これはあくまでも便宜的な定義であるが、以下の点を付言しておきたい。まず、当然ながら憲法・基本法は体制の統治原理だけではなく、統治機構（特に執政制度）を規定するものでもある。1933年憲法制定後の新国家体制を「立憲化（制憲化）された独裁（constitutionalized dictatorship, ditadura constitucionalizada）」と表現する研究者もいる。

だがすぐ後に述べるように、ポルトガルでもスペインでも、憲法の制定と体制の制度化が同じタイミングで起こったわけではない。憲法制定と体制の「制度化」とは、理論上も実際上も同一視はできないことから、本稿では「立憲化」という表現・概念は用いない。

5) 同体制の事実上最後の基本法である「国家組織法（Ley Orgánica del Estado）」が、ようやく1967年になって成立したということは、フランコ体制の特質をよく表現している。

するための好例であるといえよう。本稿ではこのような点を踏まえ、新国家体制前半期の政治的動態を、その特徴的な制度である大統領選挙に着目しつつ解明していきたい。

第2節 新国家体制をめぐる研究状況—2つのアプローチを中心に—

本節では、新国家体制に関する既存研究をいくつかの区分に従って整理し、その上で本稿の着眼点に引き付けつつ留保を加える。ただし、以下の区分は筆者による便宜的なものであることは留意されたい。

1 コーポラティズム論からのアプローチ

ポルトガル政治に一躍関心が集まったのは、1974年に軍が主導して新国家体制を打倒した「カーネーション革命」である。その後スペイン、ギリシア、さらにラテンアメリカなどに広がっていく民主化の「第三の波」の起点となるこの出来事は、ポルトガルがヨーロッパに、そして世界に「思い出される」決定的な契機となった。

もっともこの大事件以前に、第三世界への関心の高まり、あるいはヨーロッパ政治史研究における中小国への注目と軌を一にして、ポルトガル政治・現代史への関心は徐々に高まっていった⁶⁾。

こうした文脈の中でポルトガル政治および新国家体制に着目したのが、ウィアルダ（Howard J. Wiarda）とシュミッター（Philippe C. Schmitter）である。ウィアルダはラテンアメリカ各国におけるコーポラティズム的利益媒介システムを「イベリアの伝統」と結びつけて論じ、その源流を探る中で新国家体制へ着目した⁷⁾。さらにウィアルダはここから、欧米型民主主義ともソ連型社会主義

6) 1973年10月には、ニューハンプシャー大学において近代ポルトガルに関する最初の大規模な国際学会が開催された。この学会及び1976年に開催された第2回大会での報告を基に出版された論文集として、Lawrence S. Graham and Harry M. Makler (eds.), *Contemporary Portugal: The Revolution and Its Antecedents*, Austin, University of Texas Press, 1979。特に編者2名による序章は、1960-70年代にアメリカを中心としてポルトガル研究が発展した背景を知る上で非常に興味深い。

7) Howard J. Wiarda, *Corporatism and Development: The Portuguese Experience*, Amherst, The University of Massachusetts Press, 1977。またウィアルダの政治理論とそれに対する批判を簡潔に整理したものとして、松下洋「第三世界研究の意義—ウィアルダのコーポラティズム論を素材に」同『ベロニズム・権威主義と従属—ラテンアメリカの政治外交研究』有信堂高文社、1987年。

とも異なる政治発展の「第三の道」を見出すという独自の理論を編み出している。

シュミッターも、ラテンアメリカ研究から出発しポルトガルに導かれたという点ではウィアルダと共通する。彼は未だに独裁が続いていた1971年にポルトガルに渡り、新国家体制に関する先駆的研究を行った⁸⁾。一方シュミッターはより機能主義的な視点でコーポラティズムを捉え直し、ウィアルダを批判した。シュミッターによれば、コーポラティズム的な利益媒介システムはこれまで権威主義体制などと関連づけられて論じられることが多かったが、特定の政治体制やいわんや「イベリア的伝統」とは関係なく、先進国でも見られる現象である⁹⁾。これが後に政治学界で大いに注目される「ネオ・コーポラティズム」論へとつながっていくことは指摘するまでもない。

彼らはラテンアメリカに西欧型とは明らかに異なる政治・経済システムを発見し、その源流をイベリア半島に求めようとした点では共通している（両者の結論は対照的だったが）。異質の世界に対する関心と、そこに固有のパターンを見出そうとする態度は、地域研究から発展した初期の比較政治学に共通して見られるものであった。

ただウィアルダにしてもシュミッターにしても、着目したのは1960年代以降の新国家体制である。19世紀以来の自由主義・個人主義の否定に基づくコーポラティズム¹⁰⁾が同体制のイデオロギー的支柱であり、1960年代にはこの理念に基づく社会・経済体制（領域別の職能団体など）の外観が一定程度整ったことに鑑みれば、彼らがこの時代に新国家体制の特質を求めようとしたこと

8) 一党支配下の「選択肢なき選挙」の事例として1960年代以降の国民議会選挙を検討した、Philippe C. Schmitter, "The Impact and Meaning of 'Non-Competitive, Non-Free and Insignificant' Elections in Authoritarian Portugal, 1933-74" in Guy Hermet, Richard Rose and Alain Rouquié (eds.), *Elections Without Choice*, London and New York: Macmillan, 1978. また新国家体制成立の社会経済的起源を探った、Philippe C. Schmitter, "The 'Régime d'Exception' That Became the Rule: Forty-Eight Years of Authoritarian Domination in Portugal", in Graham and Makler (eds.), *op.cit* など。

9) フィリップ・C・シュミッター「いまなおコーポラティズムの世紀なのか？」P・シュミッター、G・レームブルッフ（編）（山口定監訳、高橋進・辻中豊・坪郷実共訳）『現代コーポラティズム（I） 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社、1984年。

10) 戦間期ヨーロッパにおいて議会制民主主義と資本主義経済、さらに共産主義に対する代替案としてコーポラティズムが興隆した経緯については、António Costa Pinto (ed.), *Corporatism and Fascism: The Corporatist Wave in Europe*, London and New York, Routledge, 2017 を参照。

は至極当然である¹¹⁾。しかし、それ以前の時代をコーポラティズム体制の完成に向けた単なる準備期間と捉えることは適切ではないし、新国家体制全体をコーポラティズムという理論枠組で分析することはできない。一般的にいても、ある政治体制が掲げるイデオロギーと体制の統治機構のあり方が直接的に結びつくとは限らないし、実際にも後に見るように、新国家体制にはコーポラティズムとは本来相容れない代議制的要素（公選の共和国大統領、国民議会など）も並存し、特に体制前半期にはそれらが政治的により重要な意義を有していたためである。

2 ファシズム論からのアプローチ

1970年代に隆盛を極めた比較ファシズム論においてもポルトガルが言及されることはあった¹²⁾が、より本格的にポルトガル・ファシズムに関する研究が進展したのは1990年以降である。その中心となったのは、ポルトガル現代史の泰斗であると同時に著名な比較ファシズム研究者でもあるコスタ・ピント（António Costa Pinto）である。彼は1999年に発表した『サラザール独裁とヨーロッパのファシズム¹³⁾』において、民主政の崩壊とファシズムの興隆が見られた戦間期ヨーロッパという文脈の中に、第一共和制の崩壊とクーデタ、新国家体制を位置づけた。副題に「解釈の諸問題」とあるように、本書の主題は新国家体制の性格規定であり、コスタ・ピントはそれが「（ヨーロッパ全体が）ファシズムの時代にあっても極めて保守的で、大衆組織よりはカトリック教会などの伝統的機関に依拠した」体制であると論じる¹⁴⁾。

独裁体制の性質をファシズム運動の影響の強弱から導き、「準ファシズム（不完全なファシズム）体制」、「保守的権威主義体制」と規定する手法は、フランコ体制研究などでも広く見られる¹⁵⁾。先ほど引用したコスタ・ピントの評

11) この点は、同じく1960年代以降のフランコ体制の観察に基づいて「権威主義体制（Authoritarian Regime）」論を析出したリンズ（Juan J. Linz）とも類似する。もっとも筆者が以前指摘したように、リンズの権威主義体制論自体には、体制初期の分析にも援用できる動的な側面も含まれている。武藤前掲書、15-18ページ。

12) 一例としてH・マーティンス「ポルトガル」S.J.ウルフ（編）（斉藤孝監訳）『ヨーロッパのファシズム（下）』福村出版、1974年など。

13) António Costa Pinto, *Salazar's Dictatorship and European Fascism: Problems of Interpretation*, Boulder, New York, Social Science Monographs, 1995.

14) *Ibid.*, p.204.

価値自体は概ね妥当であるし、イベリア半島の権威主義体制を戦間期ヨーロッパの比較の俎上に乗せたことの意義は大きい。だが、藤嶋亮が整理した政治システムとファシズム運動との相互関係の類型化に従えば、ポルトガルはいち早く権威主義体制が成立し、ファシズム運動が成長する余地は少なく、ゆえに両者の間に直接的な相互関係はほとんど存在しない事例である¹⁶⁾。この点に鑑みれば、新国家体制の政治的特質は、ファシズム運動とは切り離れた形で解明されるべきであろう¹⁷⁾。

3 その他の研究—本国での研究を中心に

以上述べた2つのアプローチ以外にも、1970年代末以降、ポルトガル本国を中心に新国家体制に関する歴史研究が大きく発展した。それらは対象も問題関心也多岐にわたるため体系的な整理はできないが、簡潔に紹介しよう¹⁸⁾。

1970年代末からは新国家体制に関する法制的研究¹⁹⁾が多く現れた。独裁の終焉から間もないため、おそらくは史料などの利用に制約があったと思われるが、これらの研究は憲法や政治制度の概観にとどまらず、他国との比較も視野

15) スペイン現代史の代表的研究者であり、コスタ・ピント同様優れたファシズム研究者のペイン (Stanley G. Payne) も、ファシズム興隆の前提条件を示しつつ、それらがポルトガル (イベリア半島) には欠如していたと主張する。ペインはその要因を19世紀の政治・社会的背景にまで遡って検討し、またバルカン半島の事例との共通点を強調するなど、より射程の長い議論を展開しているが、その論法はコスタ・ピントと類似したものである。Stanley G. Payne, "Authoritarianism in the Smaller States of Southern Europe", in H.E. Chehabi and Alfred Stepan (eds.), *Politics, Society and Democracy: Comparative Studies*, Boulder, Oxford, Westview Press, 1995.

16) 藤嶋亮『国王カール対大天使ミカエル軍団—ルーマニアの政治宗教と政治暴力』彩流社、2012年、9-11ページ。なお藤嶋によれば、このパターンには他にポーランドのピウスツキ独裁なども含まれる。

17) もちろん、ポルトガルにおけるファシズム運動は興味深いテーマである。コスタ・ピントは後に発表した『青シャツ』において、ナショナルサンディカリスト (NS) に焦点を当て、同運動の起源や展開、そして最終的に新国家体制との対決に至る過程を詳細に描いている。António Costa Pinto, *The Blue Shirts: Portuguese Fascists and the New State*, Boulder, New York, Social Science Monographs, 2000.

18) ポルトガルにおける新国家体制研究の動向は、Pinto, *Salazar's Dictatorship and European Fascism*, *op.cit.* chapter IIを参照。

19) Jorge Campinos, *O presidencialismo do Estado Novo*, Lisboa, Perspectivas & Realidades, 1978, Manuel Braga da Cruz, *O partido e o estado no salazarismo*, Lisboa, Editorial Presença, 1988など。

に入れつつ法制的特徴を解明したという意義があった。

1980年代以降、新国家体制の様々な側面を明らかにした論文集などが発表されるようになった²⁰⁾。これらは内外の研究者（他事例の専門家）も引き、比較的視座がより幅広く取り入れられている。また、著名な歴史家による通史的研究も1990年代以降発表されているが、これらは各テーマについての研究成果を取り入れた高い水準の作品である²¹⁾。

近年は、サラザールに関する評伝的研究²²⁾や、新国家体制とカトリック教会との関係²³⁾など、より個別的なテーマに関する専門的研究が進んでいる。

第1章 立憲的独裁の政治構造

本稿では新国家体制の前半期²⁴⁾を「立憲的独裁 (constitutional dictatorship)」²⁵⁾

20) António Costa Pinto (ed.), *O Estado Novo: Das Origens ao Fim da Autarcia (1926-1959)* (2 vol.), Lisboa, Fragmentos, 1987. なお同書は1986年11月に開催された国際シンポジウムの成果である。VV.AA., *Salazar e o salazarismo*, Lisboa, Publicações Dom Quixote, 1989, Francisco Carlos Palomanes Martinho, António Costa Pinto (orgs.), *O corporativismo em português: estado, política e sociedade no salazarismo e no varguismo*, Rio de Janeiro, Civilização Brasileira, 2007なども参照。

21) Fernando Rosas, *O Estado Novo (1926-1974) (História de Portugal VII)*, Lisboa, Editorial Estampa, 1994, António Henrique de Oliveira Marques, *História de Portugal. Vol. III. Das Revoluções Liberais aos Nossos Dias*, Lisboa, Editorial Presença, 1998など。

22) Filipe Ribeiro de Meneses, *Salazar: A Political Biography*, New York, Enigma Books, 2009, Fernando Rosas, *Salazar e o poder*, Lisboa, Tinta-da-china, 2012など。

23) Arnaldo Madureira, *Salazar e a Igreja, 1928-1932*, Lisboa, Livros Horizonte, 2008, Rita Almeida de Carvalho, *A Concordata de Salazar*, Lisboa, Temas e Debates-Círculo de Leitores, 2013, Duncan Simpson, *A Igreja Católica e o Estado Novo Salazarista*, Lisboa, Edições 70, 2014, Paula Borges Santos, *A segunda separação: a política religiosa do Estado Novo (1933-1974)*, Coimbra, Edições Almedina, 2016。

24) 40年以上持続した新国家体制の分析に際しては、適切な時期区分を設定する必要がある。しかし既存研究においては、通史的研究の叙述の中で便宜的に区分が設けられたり、書名で間接的に示されたりする例はあるものの、体系的な時期区分を示している例は少ない。

本稿で「前半期」と呼ぶのは1932/33年（サラザールの首相就任と憲法制定）から1958/59年（大統領選挙におけるデルガドの躍進、翌年の憲法改正での大統領公選制の廃止）までの時期である。これは大統領選挙の態様をメルクマールとした区分であるが、国民議会選挙まで含めた選挙のあり方に着目すると、前半期もさらに1945年を境にして区分することができるかもしれない。体制全体の時期区分については本稿の守備範囲を超えるので、他日を期したい。

25) 「立憲的独裁」という概念の詳細と、軍事独裁期を経て新国家体制がこのような特質を持つに至った経緯については、武藤前掲論文を参照。

(以下、本稿では煩雑さを避けるためカギカッコを省略)と捉え、その枠組の中で1940-50年代に起こった政治的変容と、1958年の大統領選挙と翌年の憲法改正によって立憲的独裁が終焉する過程を扱う。本章ではその前提として、新国家体制前半期の政治的特質を概観したい。

その前にまず、本稿で用いる立憲的独裁という概念について簡潔に整理する。これは新国家体制の前半期を、独自のメカニズムを持つ政治体制として規定した概念であり、その特質は以下の3点にまとめられる。すなわち、①体制の実権は首相たるサラザールにあったが、首相の任免権は一貫して共和国大統領の手中にあったこと、②共和国大統領は直接普通選挙によって選出されたこと、③こうした権能関係や定期的な大統領選挙の実施などが憲法によって明確に規定されていたことである。なお「立憲的」という語は、ここでは政治権力に対するコントロールが、憲法という最高法規の形をとって保障されているという意味で用いる。

第1節 立憲的独裁の制度的概観

本節では、1933年憲法の条文などを手がかりに、新国家体制前半期の政治制度を概観する。1926年5月のクーデタで第一共和制が終焉した後、6年間の軍事独裁期を経て、1932年のサラザールの首相就任および翌33年の憲法制定によって、新国家体制の法制的基盤が完成した。

1 共和国大統領

共和国大統領 (Presidente da República)²⁶⁾ は新国家体制における国家元首 (Chefe do Estado) である (任期は7年, 再任可能) (憲法第72条)²⁷⁾。大統領は首相・閣僚を自由に任免でき (第81条1項), 国益が要請する場合には国民議会 (後述) も解散できる (同条6項) など, 強大な権限を有していた。1959年の改憲まで, 共和国大統領は国民の直接選挙で公選された。

26) 新国家体制における共和国大統領の権能・法制的基盤などに関する総合的研究として, Campinos, *O presidencialismo do Estado Novo, op.cit.*を参照。

27) 1933年憲法の条文は, Jorge Campinos, *A ditadura militar, 1926-1933*, Lisboa, Publicações Dom Quixote, 1975の巻末付録を参照した (以下同じ)。

2 首相・政府

憲法第 106 条によって、政府は首相（Presidente do Conselho）および閣僚からなると規定された。首相は大統領によって自由に任命されるが、他の閣僚および次官（Subsecretário de Estado）は、首相の提案に基づいて大統領が任命する（同条 1 項）。また首相は政府の政策全体に関して大統領に責任を負い、同時に各大臣（省庁）の活動を指揮・調整するとされた（第 107 条）。首相は「同輩者の中の第一位（primus inter pares）」ではなく、他の閣僚に対し明確に優越的な立場にあった²⁸⁾。

また集団としての政府には、日常的な行政遂行に際し大きな権限が与えられた。緊急時もしくは公的な必要性が高い時に政令法（decretos-leis）を發布し、法の執行に必要な政令（decretos）・規則（regulamentos）・指導（instruções）を發布し、また国民議会（次項参照）が發布した法の執行に際し行政を指揮監督することができることとされた（第 108 条）。後述するように国民議会・コーポラティズム議会の権限が脆弱だったため、事実上政府が立法に関しても幅広い権限を有していた。

3 国民議会・コーポラティズム議会

国民議会（Assamblea Nacional）とコーポラティズム議会（Câmara Corporativa）は、新国家体制の下に設置された議会である。

国民議会は、直接選挙により公選された 90 人²⁹⁾の議員（任期 4 年）から構成される（第 85 条）。国民議会には、法を作成・解釈・廃止するという基本的立法権の他、憲法および法の執行の監督、政府予算の承認、大統領による宣戦布告の承認、非常事態宣言およびそれに伴う憲法上の権利の停止など、幅広い権能が認められた（第 91 条）。

他方、国民議会の通常例会は毎年 1 月 10 日より 3 か月間と定められ、会期の延長は認められなかった（第 94 条）。共和国大統領が必要に応じ臨時例会を招集することはできるが、その場合は大統領が定める事項についてのみの審議であった（81 条 5 項）。前項で見たように、政府には政令法の発布権限が認められており、国民議会の会期外においては、政令法に基づく統治が行われるこ

28) *Ibid.*, pp.123-125.

29) 国民議会の議員定数は 1945 年の改憲で 120 人に、1959 年の改憲で 130 人に増員された。

とが想定されていたといえよう。また第97条には、法案の発議権は政府もしくは国民議会の議員にあると定められており、事実上政府が立法においても広範な権限を有していた。

コーポラティズム議会はその名の通り、職能別に編成される同業組合 (Corporação) からの代表によって構成される³⁰⁾。国民議会が限定的ながら立法権を有したのに対し、コーポラティズム議会は国民議会が提出する法案や政府が発布する政令などに関する諮問的機能しか持たなかった³¹⁾。新国家体制はコーポラティズム原理に基づく政治・経済・社会システムの構築を謳ったが、少なくとも立憲的独裁の下では、代議制原理に基づく制度が中核的役割を果たしていたといえよう。

4 国民連盟 (UN)

憲法に定められた組織ではないが、国民連盟 (União Nacional, 以下 UN と略記)³²⁾ についても触れておく必要がある。軍事独裁期の1930年7月30日に結成された UN は、しばしばファシズム体制下の単一政党と対比して論じられることが多い。サラザールの理念においては、19世紀以来の自由主義とそれに基づく議会制民主主義こそが、ポルトガルに無秩序と階級闘争・党派対立をもたらしたとされ³³⁾、UN はそうした個別的・党派的な利益代表システムに代わる存在であった。

だが同時にサラザールは、UN は全体主義体制下の単一政党とは明確に異なり、政党の特質・形態をとらない政治的結社 (associação política) であり、政府を政治的・市民的に支える組織であると強調した³⁴⁾。実際上も UN は政府に対し完全に従属的で、ファシズム政党が有した大衆の参加・動員機能ではな

30) だが実際は、同業組合の設置は1957年まで着手されなかった。

31) 1933年憲法において、コーポラティズム議会は国民議会開会中に、同議会に対してのみ諮問機能を持つとされたが、1935年の憲法改正で政府に対する諮問機能も認められた。

32) UN に関しては、Braga da Cruz, *O partido e o estado no salazarismo, op.cit.*, Arlindo Caldeira, "O partido de Salazar: antecedentes, organização e funções da União Nacional-1926-1934", *Análise Social*, vol. XX, n.º 84, 1984などを参照。

33) 1930年5月28日、UNの綱領に関して行われたサラザールの演説にもこうした理念は表れている。演説の内容はRosas, *op.cit.*, pp.197-202。

34) こうしたテーゼは、1934年5月に開催されたUN第1回大会 (I Congresso) においてサラザール自身によって示されている。Manuel Braga da Cruz, "Salazar e a política", em VV. AA., *Salazar e o salazarismo, op.cit.*, p.64。

くむしろその指導・教化を担うべき存在といえた³⁵⁾。また UN は大学や軍のように体制に対する人材供給源とはなりえなかった。

そのような UN が果たした重要な機能の一つは、選挙活動の準備とコントロールであった。特に 1945 年以降、反対派勢力の参加によって選挙が競争的なものへと変質して以降、UN は行政機関と協力してセンサスを実施したり、選挙公報を配布したりと、選挙実務を担っていく³⁶⁾。

第 2 節 立憲的独裁の政治的特質

前節では 1933 年憲法で定められた新国家体制の制度的基盤を概観した。本節ではそれらの制度を踏まえ、より実態に即しながら立憲的独裁の政治的特質を探りたい。

1 強大な執政権—「政府による独裁」

政治体制としての新国家体制の第一の特徴は、立法権に対する執政権の圧倒的な強さである。第一共和制（1910-26 年）は立法権優位の政治制度であったが、執政府が議会多数派に過度に依存し、結果的に極度の政治的不安定につながった³⁷⁾。その反動から、右派勢力を中心として、執政権を大幅に強化した新たな体制を求める声が強まっていく。1917 年 12 月にクーデタを敢行したシドニオ・パイス（Sidónio Pais）によって樹立された「新共和国（República Nova）」は、そうした機運を端的に表したものだといえる。新共和国はわ

35) コスタ・ピントはこうした点から、UN と比較すべきはファシズム政党ではなく、同時期のヨーロッパ各国（プリモ・デ・リベラ独裁期のスペインなど）で「上から」作られた政党であると指摘する。Pinto, *Salazar's Dictatorship and European Fascism*, *op.cit.*, p.77.

またコスタ・ピントが同じ箇所を示唆しているが、フランコ体制における単一政党 FET との比較も興味深い。動員ではなく国民の統合と教化を担ったという点で両者は一致している。だが FET にはファシズム的思潮を持つファランヘが編入され、それが 1950 年代末に至るまで体制変革を訴えたのに対し、UN 結成時にはポルトガルのファシズム運動であるナショナルサンディカリストは排除された。フランコ体制下の FET については武藤前掲書、第 3 章を参照。

36) Braga da Cruz, "Salazar e a política", *op.cit.*, pp.69-70.

37) 第一共和制に関しては、Douglas L. Wheeler, *Republican Portugal: A Political History 1910-1926*, Madison, University of Wisconsin Press, 1978, Fernando Rosas e Maria Fernanda Rollo (coords.), *História da primeira república portuguesa*, Lisboa, Tinta-da-china, 2009, Nuno Severiano Teixeira, António Costa Pinto (coords.), *A primeira república portuguesa: Entre o liberalismo e o autoritarismo*, Lisboa, Edições Colibri, 2000 などを参照。

ずか1年で終焉したものの、執政権強化の必要性は第一共和制に反対する勢力にとって共通理解であった。

新国家体制にもこうした機運が色濃く反映される。前節で確認した通り、1933年憲法においては執政府に絶大な権限が与えられ、事実上の立法権も有していた。これは代議制と三権分立を前提とした上での執政権優越システムではなく、執政権が肥大した権威主義的色彩の強い政治システム、ブラガ・ダ・クルス (Manuel Braga da Cruz) の言葉を引用すれば、「政府による独裁 (ditadura de governo)」である³⁸⁾。こうした体制が生まれた背景には、上述の通り第一共和制期のシステムがもたらした混乱を回避しようとする制度的要請とともに、戦間期ヨーロッパにおける「強い執政権 (強い国家)」への希求というイデオロギー的的要請もあった³⁹⁾。

2 「双頭の大統領制」のバランス—強い大統領か強い首相か

新国家体制における統治の中心は紛れもなく執政権にあった。だが新国家体制の執政権は、国家元首たる共和国大統領と首相が共有するという形式をとっていた。「双頭的大統領制 (presidencialismo bicéfalo)」⁴⁰⁾と形容されるこの特徴は、ワイマール共和国における大統領と首相の関係ともしばしば比較される。

前節で見た通り、憲法上共和国大統領は自由に内閣を任命できるが、国民の直接選挙によって選出されることで、国民から統治の負託を受ける格好になる。他方首相は共和国大統領に対してのみ責任を負いつつ、全省庁の政治活動を指揮・調整するとある。首相は統治機構内において、唯一国民からの投票による正統化を必要としない部門であった⁴¹⁾。日常的な統治は首相を中心とした内閣が担い、かつ首相が国民に対して (少なくとも直接的には) 一切の責任を有しないという構図 (図1参照) をどのように捉えるべきであろうか。

首相であるサラザールが新国家体制の執政の中心であったことは疑いえず、それゆえ「サラザール独裁 (o Salazarismo)」という呼称が用いられることも少なくない。だが「サラザール独裁」は決して法制上明確に規定されていたわけでもなく、新国家体制確立当初からの特徴でもなかった。1945年の改憲など

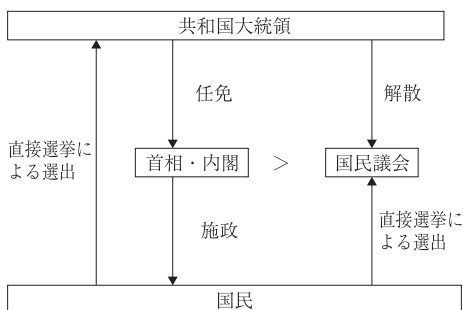
38) Braga da Cruz, *O partido e o estado no salazarismo*, op.cit., p.255.

39) 武藤前掲論文, 174 ページ。

40) Braga da Cruz, *O partido e o estado no salazarismo*, op.cit., p.96.

41) Adinolfi and Pinto, op.cit., p.155.

図1 「立憲的独裁」における国民と統治部門との関係



出典：筆者作成。なおコーポラティズム議会は除いてある。

を経て内閣の政治的立場は相対的に向上し⁴²⁾、また1930年代から40年代にかけてサラザールは首相以外の重要閣僚ポストを自ら兼任することで、政権内の実質的支配権を強化していくが、それはあくまでも「事実上の (de facto)」独裁であったというのがよりふさわしい理解であろう⁴³⁾。

そしてそれが可能になった重要な要因として、共和国大統領であったカルモナ (Óscar Carmona) とサラザールとの関係を挙げることができる。クーデタから約2年後の1928年3月25日に行われた大統領選挙によって同ポストに就任したカルモナは、同年4月27日に、当時コインブラ大学の財政学教授であったサラザールを財務相として招聘するにあたって、財政上の全権を彼に認めた。カルモナは共和派の有力軍人で、軍内共和派からは新体制形成にあたって共和主義的立場を代弁することを期待されていたが、特に1933年憲法の制定の全過程においても、サラザールに対し極めて譲歩的な立場をとり続けた⁴⁴⁾。

その理由は不明だが、財務相就任後に、当時最大の懸案であった財政問題を解決した手腕への期待や、カルモナ自身が政権内部で共和派の立場を過度に代表せず、保守派なども含めた諸勢力の調停者として振る舞うことを意識していたとも考えられる。いずれにせよカルモナのこうした姿勢こそが、サラザールによる「事実上の」独裁を是認する格好となったのは間違いない。

42) Campinos, *O presidencialismo do Estado Novo*, op.cit., p.126.

43) 武藤前掲論文, 182ページ。

44) 前掲, 181-182ページ。

だがこれは、ほとんど専らカルモナ個人的意思によって維持された、脆弱な均衡状態であったといえる。サラザール自身認識していたように⁴⁵⁾、1933年憲法の下で「強い大統領」と「強い首相」とは決して並存しえなかった。

3 大統領公選制がもたらすもの—正統性と不確実性

大統領公選制は立憲的独裁の中核をなす制度的特質である。本節1で見た政権への権力集中が「強い国家」への希求の表れであるとするならば、大統領公選制は19世紀以来のポルトガル政治における共和主義的伝統の表れであると考えられる⁴⁶⁾。

大統領公選制は新国家体制にとって正統性と、一種の「不確実性 (uncertainty)」をもたらした。前者は、国家元首を国民の直接普通選挙で選出するという点で、民主的正統性の根拠となった。これは対外的（特に第二次大戦後の西側世界に対して）にはもちろんのこと、対内的にも新国家体制が19世紀以来の共和主義的伝統に即したものであるとアピールする意義があった。

もちろん、先に述べたように新国家体制の実態はサラザールによる「事実上の」独裁であった。だが国家元首たる共和国大統領が国民の直接選挙で選ばれるという制度は、例えばスペインのフランコ体制（統治原理としては君主制を採用しつつ、フランコが終身の摂政として絶対的権力を行使する）などと比して、民主的外観をもたらしたといえる。

だがまさにこの点こそが、同時に新国家体制に不確実性をもたらすことになる。ここでいう不確実性とは、（実際の結果はともかく）選挙を通じて体制の根幹が覆る可能性を意味する。権威主義的支配においても何らかの形で民意が問われることは決して珍しくない。だが定期的な選挙によって選出されるのが首相・内閣の任免権を有する共和国大統領という決定的な (crucial) なポストであるということは、サラザールの「事実上の」独裁が、相当な脆弱性に直面していたということもできよう（第3章第1節でも後述）。

こうした両義性を持つ大統領選挙の存在は、政権側、反対派勢力双方にとってジレンマを突きつける。政権側にとって、正統性の源である大統領公選制を廃止することは容易なことではない。しかしそれが不確実性をもたらさう以

45) Braga da Cruz, *O partido e o estado*, *op.cit.*, p.100.

46) 武藤前掲論文参照。

上、選挙の過程において隠微な形で政権側の勝利を担保する必要がある。他方反対派勢力にとっても、大統領選挙は合法的かつ平和的に政権交代をなしうる重要な手段であった。しかし政権側の選挙不正が蔓延する選挙に参加することの意義や、政権側が用意した選挙に参加すること自体の是非など、様々な議論が巻き起こった。

いずれにせよ大統領選挙は、特にそれが競争的なものへと変容した第二次大戦以降、新国家体制をめぐる政治的動態の中核になっていくのである。

第2章 1945年以降の政治的変容

ヨーロッパにおける第二次大戦の終結と枢軸国の敗戦は、ポルトガルの内外をめぐる情勢を大きく変容させた。

第一に、連合国の勝利により、ファシズムの威信は政治理念としても体制のあり方としても決定的に失墜した。ソ連型社会主義は依然として欧米型民主主義に対抗しうるモデルとして妥当性を有していたが、かたやファシズムを想起させるような独裁体制は、国内外に対して正統性を主張できなくなったことは明白であった。この点は、枢軸国と密接な関係にあったフランコ体制はもちろんのこと⁴⁷⁾、新国家体制にも大きな影響を与えた。具体的には、各種選挙のあり方がより競争的なものへと変容していったのである。

第二に、上記の点とも密接に関連するが、反対派勢力にも変化が見られた⁴⁸⁾。反対派といっても、ポルトガル共産党（PCP）やアナルコサンディカリストを中心とした左派と、共和派（左派から保守派まで）、さらには1930年代初頭の体制制度化過程で排除された急進右派勢力まで、実に多様な勢力が存在していた。様々な立場から新国家体制に対峙していた反対派勢力であるが、特に1945年以降共闘の機運が見られるようになる。反対派勢力の再編は、組織

47) 第二次大戦終結直後、スペインでは各種の自由権を認めた「スペイン人民憲章（Fueros de los Españoles）」が、また1947年にはスペインが王制であることを宣言した「国家首長継承法」が制定されるなど、フランコ体制がファシズム体制とは異なることを内外に喧伝する措置が次々ととられた。武藤祥「フランコ体制の形成—『安全』と『正統性』をめぐる、1939-47」『国家学会雑誌』第116巻第3・4号、2003年。

48) 新国家体制下の反対派に関しては、差し当たり David L. Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, Manchester and New York, Manchester University Press, 1988 を参照。

面での一体化だけではなく、体制打倒のための戦術・戦略の統一という形となっても現れる。こうした機運を促したのが、先に述べた選挙の態様の変化であった。

本章では、次章以降で大統領選挙の実態を解明する前段階として、上に述べた2点を中心として、第二次大戦後のポルトガル政治に起こった変容について簡潔に整理しよう。

第1節 競争的政治への変容

1945年8月、サラザールは国民議会の解散と選挙の実施を表明した。この演説の中でサラザールは、選挙は「イギリスの自由選挙のように行われる」と述べ、さらに10月7日の演説で、翌11月の選挙実施を発表した上で、UNが作成した候補者名簿に挑戦したい者は誰でも立候補可能であると強調した⁴⁹⁾。イギリスを引証基準としていることから、サラザールの発言や選挙の実施自体、国際環境の変化を意識して行われたことは明白である。サラザール自身は終戦前から新国家体制の「民主的」性質を強調していたもの⁵⁰⁾、より客観的な形で体制の外観を整える必要があった。

1945年9月の憲法改正では、国民議会選挙を各県単位として行うことが定められた⁵¹⁾。この措置によって、後述するように同年の国民議会選挙に向けた反対派勢力の参加が加速した。第1章第1節で論じたような執政府の圧倒的優越という構造は変わらなかったが、新国家体制における選挙がより実質的意義を持つものと認識されはじめた。

そして戦後政治に最も大きなインパクトを与えたのは、大統領選挙がより競争的なものへと変容したことであろう。大統領選挙自体は新国家体制の下で定期的実施されてきたが(1935年⁵²⁾と42年)、政権側候補(カルモナ)しか立候補せず、事実上の信任投票という以上の意味は持たなかった。国民議会選挙

49) Meneses, *op.cit.*, p.376.

50) サラザールは1944年5月の演説で、「民主主義[連合国]の勝利は、(中略)必ずしも民主主義体制の普遍化を意味するものではない。…もし民主主義がその政治的意義を超えた社会的意義を持ちうるとしたら、真の民主主義者は我々である」と述べている。Rosas, *op.cit.*, pp. 374-375. これは、コーポラティズムを念頭に置きながら、ポルトガルは政党に基づく議会制民主主義とは異なる理念・制度で、真の民主主義の実現を目指しているという意味だろう。こうした論理はフランコ体制によってもしばしば強調された。武藤前掲書、122-123ページ。

51) それまでの選挙は全国区での単一候補者リストにより行われていた。

と異なり、大統領選挙の場合は何らかの法改正や政権側の態度変化によって競争的な性質へと変容したのではなく、1945年以前の大統領選挙においても政権側候補者以外の立候補は制度上可能であった。大統領選挙が実質的な競争選挙となった理由は、国民議会選挙への参加を契機として、反対派勢力が本格的に参入したことが大きい。

反対派勢力は、立憲的性質を担保するための制度（特に大統領選挙）を、体制を合法的に打倒するための手段と認識するようになった。もちろん後述するように、選挙に参加することは体制の正統性の追認につながるとして慎重な立場をとる勢力も存在した。その意味で選挙の性質変容と、選挙による政権打倒を旗印とした反対派勢力の結集とを直接結びつけることはできない。だが反対派に対し、統一的行動のプラットフォームを提供したという意義は小さくなった。

第2節 反対派勢力の再編と選挙への参加

前節で述べた制度面での変容を受けて、本節では反対派勢力がどのように再編されたのかを、大戦終結前からの文脈も踏まえつつ整理したい。

1 第二次大戦終結までの反対派運動

本章冒頭で述べた通り、新国家体制における反対派勢力は多様な思想的潮流を持っていたが、その中心は共産党をはじめとする左派と共和派であった。また共和派にも、第一共和制の有力政治家を中心とした保守的勢力と、より急進的な勢力とが存在していた。

軍事独裁期の1926年から33年の間には、急進共和派が主導する形で、激しい武力衝突を伴う「叛乱運動（o *reviralhismo*）⁵³⁾」が活発に行われ、計5度の蜂起がリスボン、ポルト、マデイラ島で発生した。しかし1930年代半ば以降、「叛乱運動」は徐々に収束に向かう。その背景には政権側の厳しい弾圧があったが、同時に共和派内部での路線対立、特に武装蜂起という手段の是非をめぐる意見の相違が根深く存在していた⁵⁴⁾。

52) カルモナが大統領に就任したのは憲法制定前の1928年3月であり（前章第1節2参照）、7年の任期満了に伴い、新国家体制下では1935年に初めての大統領選挙が実施された。

53) 叛乱運動については以下の文献を参照。Luis Farinha, *O revirvalho: revoltas republicanas contra a ditadura e o Estado Novo, 1926-1940*, Lisboa, Editorial Estampa, 1998.

他方、1940年代に入って反対派運動の中核を担ったのが共産党である。共産党は他の政党同様非合法とされ、政権側の弾圧を受けたが、1942年8月に指導者となったクニャル（Álvaro Cunhal）の下で徐々に組織の再建が進んだ。その後1943年11月の党大会では、「社会主義革命からプロレタリアート独裁の樹立」という従来の教条的な目標ではなく、反ファシズム勢力を結集して民主革命を成し遂げるという方針転換が可決された⁵⁴⁾。

組織力・動員力の面でもイデオロギーの面でも強い影響力を持つ共産党が、階級闘争路線を棚上げして非共産勢力との連携に舵を切ったことは、反対派の統一に向けて大きな前進となった。その成果が、1943年末の「反ファシズム全国統一運動（Movimento de Unidade Nacional Antifascista, MUNAF）」の結成である⁵⁵⁾。その全国委員長には共和派の有力軍人であったノルトン・デ・マトス（José Mendes Ribeiro Norton de Matos）将軍が就任した。

MUNAFはその名称の通り、新国家体制に反対する勢力を幅広く結集させたという点で画期的であった。MUNAFはナチ・ドイツの占領下に置かれていたヨーロッパ各国のレジスタンス運動も参考にして設立された組織であり、新国家体制に対し武装闘争路線をとるという点では一致していた。だが同時に、その戦術をめぐり共和派と共産党との間には埋めがたい相違点もあった。すなわち前者は、政権内の一部勢力と結託しクーデタを起こし、サラザールと閣僚を排除するという目標を立てたのに対し、後者はストライキやデモといった民衆闘争を活発化させた上で、大衆による反ファシズム蜂起を目指していたのである⁵⁷⁾。

MUNAF内部の共産—非共産という分断線は、この後の反対派運動においても付きまとうものであった。それは戦術面のみならず、反体制運動の性格づけや、体制打倒後の社会構想の根本にかかわる相違でもあった。共産党にとって反ファシズム運動の主役は労働者階級であり、社会の根本的な変革をも視野に入れたものであった。それに対し共和派が目指していたのは、1926年のク

54) 共和派の中でも右派・中道派は、叛乱運動を「野蛮な解決策」と呼び、支持しなかったという。Rosas, *op.cit.*, p.212.

55) *Ibid.*, p.382.

56) MUNAFに関しては、David L. Raby, “O MUNAF, o PCP e o problema da estratégia revolucionária da oposição, 1942-47”, *Análise Social*, vol. XX, n.º 84, 1984も参照。

57) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal, op.cit.*, p.20.

ーデータによって打倒された旧来の共和制への回帰であり、共産党が主張するような社会改革は視野に含まれていなかった⁵⁸⁾。そうした状況下で、共和派にとって共産党との連携はあくまでも道具的・暫定的なものに過ぎなかったのである⁵⁹⁾。

このような本質的な内部対立を抱えながらも、MUNAF はノルトン・デ・マトスの軍に対する影響力に依拠する形で、軍事的な陰謀による体制の打倒計画を構想する。だが1945年8月にサラザールが国民議会選挙の実施を発表すると、陰謀計画は立ち消えとなった。

2 大戦終結後の反対派勢力の動向

国民議会の解散と選挙の実施に先立ち、反対派は共和派および共産党系の知識人が中心となって1945年10月8日にリスボンで集会を開催した。この会合が基になり「民主統一運動（Movimento de Unidade Democrática, MUD）」が結成された。同集会では表現と集会の自由、政党の合法化、検閲の廃止、最新の有権者名簿の作成などが要求された。併せて改革の効果を待つため、選挙の実施を6ヶ月後にすることも求められた。さらにこの要求書は印刷・配布された上で、支援のための署名活動が呼びかけられた。署名活動はMUNAFの地方組織を通じて行われ、リスボンだけで約5万人分の署名が集まったという。

またMUDの指導者たちは、MUNAFの武装闘争路線を彷彿とさせる「反乱」「扇動」といった言葉の使用を避け、秩序や規律というイメージを与えることに傾注した⁶⁰⁾。すなわち社会に対して自らを労働者階級の代表ではなく、幅広い国民的利益を代表していること、そして政権に対してもルールを順守する対話者と印象づけることを目指したのである。

だがこうしたMUDの要求に対する政府の姿勢は、自由選挙の確約とは程遠いものであった。10月17日、MUDの代表団と会合したカルモナ大統領は、彼らの要求を一蹴した。10月27日、政府はMUDの全ての集会を中止させる決定をし、さらに署名者リストの提出を要求するなど強権的な姿勢を露わにした。そして11月9日、最高裁判所はMUDが求めていた投票日の変更は認め

58) *Ibid.*, p.20.

59) Rosas, *op.cit.*, p.389.

60) *Ibid.*, pp.396-397.

られない（最高裁は決定権を持たない）という決定を下した⁶¹⁾。

サラザール自身が表明した「自由な選挙」という方針が全くの虚構であることが判明したことで、国民議会選挙に対する反対派勢力の期待感は急速に減退する。最高裁の決定の翌日（11月10日）、リスボンのタボルダ劇場で行われた集会において、MUDは選挙の最低条件が満たされていないとして選挙戦からの撤退を表明し、支持者に対しては棄権を呼びかけた⁶²⁾。

1945年の国民議会選挙は、反対派が初めて本格的な選挙への参加を試み、かつそのための組織的連携が図られた契機となった。だが同時に、反対派が1950年代末まで直面するジレンマ（共産—非共産の対立、選挙後の構想の相違など）もまた顕在化しつつあった。

第3章 立憲的独裁下の大統領選挙の位相と実像

本章では、立憲的独裁において大統領選挙がいかなる機能を果たし、またその実態はどのようなものであったか、一次史料も用いながら検討する。

第1節 大統領選挙の位相

共和国大統領は、新国家体制の強大な執政権を担う「双頭」の1つであった。共和国大統領が国民の直接選挙で選ばれるということは、新国家体制前半期の立憲的性質を担保する最大の要因であった。そしてそれは第1章第2節でも見た通り、新国家体制に正統性と不確実性という、相反する効果をもたらすこととなる。

直接選挙で選出されるもう一つの部門として、国民議会もある。だが新国家体制下で政党の存在が禁じられ、また国民議会が実質的な立法権を持たない以上、国民議会選挙は定期的実施されるが、政権交代もしくは体制変動につながらない選挙であった⁶³⁾。

61) Meneses, *op. cit.*, p.377.

62) Rosas, *op. cit.*, p.397.

63) 筆者は以前、非民主主義体制における選挙を「定期的実施されるか」「政権交代（体制変動）につながりうるか」という2つのメルクマールを用いて類型化したことがある。ここで述べた国民議会選挙は、その類型に従えば「疑似型」と位置づけられる。武藤前掲論文、171-173ページ。

他方大統領選挙は、定期的に行われ、かつ少なくとも理論上は政権交代につながる選挙であった。確かに1945年の国民議会選挙同様、大統領選挙も体制の民主的外観や正統性を担保するために実施されたという側面は強く、体制に対する人民投票（plebiscite）としての機能を果たしていた。だが特に本章で扱う1949年以降、反対派勢力が候補者を立てて競争的な選挙が行われるようになったことで、大統領選挙は実質的な意味を持つようになった。もちろん、後に見るように反対派候補は政権側候補よりもはるかに不利な条件で選挙に臨まなければならない、最終的に撤退を余儀なくされることも多かった。

国民議会選挙も含め、反対派勢力にとっては体制側が用意した選挙に参加すべきか、それとも選挙自体の妥当性を批判し、これを棄権すべきかという戦略上の問題があった。レイヴィー（David L. Raby）によると、反対派勢力のほとんどは以下の戦略を採用することで合意していたという。すなわち大統領選挙に候補者を立てて、選挙期間中に利用できる手段を使ってプロパガンダ活動を展開した後、投票直前に選挙戦から撤退し、政権側による選挙不正を非難するというものである⁶⁴⁾。この見解に立てば、反対派は選挙を通じて政権を打倒することを実際には目指していなかったことになる。だがこれは、共産党の選挙観にやや引きずられた見方に思われる。実際には後述する通り、反対派の内部でも選挙を最後まで戦うべきか否かをめぐってさまざまな見解があったことは明らかである。

第2節 1949年大統領選挙—初の競争的大統領選挙—

1 ノルトン・デ・マトスの立候補

1945年の国民議会選挙において有為な結果を得られなかった反対派勢力にとって、新国家体制を打倒できる残された唯一の合法的な手段は大統領選挙であった。1949年2月13日に実施される大統領選挙に向けて、反対派勢力は統一候補としてノルトン・デ・マトス將軍の擁立を早くから決定した。ノルトン・デ・マトスは有力軍人であり、王制末期から第一共和制期にかけて要職を歴任した⁶⁵⁾。政治的には第一共和制期のヘゲモニー政党であった民主党

64) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, pp.9-10.

65) 彼は1912年から15年までは植民地アンゴラの総督（governador-geral）、1915年から17年までは第一共和制下の陸軍大臣を務めた。

(PRP)に近い立場であったが、MUNAFの全国委員会委員長を務める(前節参照)など、様々な潮流の反対派運動を結集させうる、象徴的な存在でもあった。

ノルトン・デ・マトスは1948年7月9日、最高裁判所に対し大統領選挙の候補者資格を確認する申請を行った。だが最高裁は明確な理由も示さずにその審査に3カ月もの時間をかけ、その間彼は候補者としての公的活動を行うことができなかった⁶⁶⁾。

ノルトン・デ・マトスは反対派の統一候補として出馬したが、反対派の中核をなす共産党は、上にも述べたように、投票直前に選挙戦から撤退することを検討していたという⁶⁷⁾。しかし1949年1月1日に公式な選挙期間が始まると、ノルトン・デ・マトス陣営は潤沢な資金と、共産党を中心とする活動家の熱心な働きによって、国民の間に反響を巻き起こした。

2 政権側の選挙運動

他方政権側は、カルモナの再選に向けてUNを用いた積極的な選挙運動を行う。選挙に先立つ1949年1月7日から9日にかけて、UNの第2回全国大会がポルトで開催された⁶⁸⁾。大会期間中は政治、経済、社会問題に関する報告が行われたが、サラザールによる開会演説は大統領選挙を強く意識した内容となっている。

演説の冒頭でサラザールは、来るべき選挙は「2人の候補者のいずれかを選ぶのではなく、2つの体制のいずれかを選ぶものである」と述べた。サラザールは、ソ連を盟主とした共産主義がヨーロッパでは国際主義として、アジアではナショナリズムとして浸透しつつあり、もしアジアで共産主義が勝利した場合、遠からずアフリカにも飛び火するだろうと述べ⁶⁹⁾、共産主義の脅威を最大限強調した。サラザールはまた労働問題への対処として共産主義とコーポラティズムとを対置し、前者は生産手段の社会化などを通じ人々の生活を厳しく

66) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, pp.30-31.

67) Meneses, *op.cit.*, p.385.

68) 大会の演説や各報告は、Arquivo Nacional Torre do Tombo (以下 ANTT と略記), União Nacional, cx.1115 liv 6-A (PT/TT/UN-AB-B/1)。

69) もちろんここで念頭に置かれているのは、アフリカ植民地に共産主義が波及し、ポルトガルからの独立運動へと発展することへの警戒であろう。

監督し、全ての自由を廃止する一方、後者は人間、家族、労働者、市民の自由を尊重し、労働の物質的・道徳的利益を保障する体制であると論じている。

他方サラザールは、「第一共和制の16年間に52もの内閣が存在した」と述べ、旧来の議会制はポルトガルの政治問題を解決するには相応しくなく、政党は国の一体性と正反対の帰結しかもたらさないと断じている。サラザールがここで強調しているのは、階級を基にした共産主義や、個別利害の表出である政党に基づく議会制と異なり、国民の一体性を維持し、かつ全体の利益を護持できることこそが自らの体制の利点という点である。演説の終盤でサラザールは以下のように述べる。

「永遠なる政治体制は存在しない。しかし安定した体制と不安定な体制は存在する。完全な体制は存在しない。しかし国民に奉仕する体制と害をなす体制は存在する。普遍的な体制は存在しない。しかしそのこと[普遍性]を考える体制もあれば、環境の特殊性や人間的要素の普遍性について無知な体制もある」

サラザールはこのように、新国家体制を「安定」や「全国民の利益への奉仕」といったイメージの中に位置づけている。もっとも具体的にカルモナの名を挙げてこれを称賛したり、ノルトン・デ・マトスを攻撃したりする文言はほとんど見られない。

演説の最後、サラザールは「反対派は選挙運動を展開するだろうが、彼らは平和的文言の中に、すでに内戦を思い描いている」と、暗示的な言い回ししながら、反対派が勝利した際の混乱などに対し警告を発している。

このような論法は、各地で開催された政権側の選挙集会においてもしばしば展開された。一例として、2月6日にグアルダ(Guarda)県ゴウヴェイア(Gouveia)市で開催された選挙集会で、演壇に立った協同体省次官(Subsecretário de Estado das Corporações)は以下のような主張を展開した⁷⁰⁾。

政権側候補者(カルモナ)は国民に対して、国民生活の全セクターに有益な教義に基づいた体制の継続性を保障できる。他方で反対派候補は有権者に対し具体的な政治活動の綱領を提供せず、過去のものとなっている原則を宣言しているのみである。反対派が提唱する「自由主義」「民主主義」についても以下

70) ANTT, União Nacional, cx.71, mc.194-A (PT/TT/UN-A/A-6-60/4). なお次官の個人名は史料には記載されていない。

のような問題がある。すなわち 19 世紀以来の自由主義は、個人の活動の自由という幻想を生み出した。自由は人民を統治するにはあまりにも小さな言葉である。また、ナチズム体制やイタリア・ファシズム、さらにスターリン体制のソ連も、それぞれより純粋な形で「民主主義」を実現しようとしている。他方でフランス、戦後のイタリア、アメリカ、さらにラテンアメリカ各国も全て民主主義国家であると主張している。ポルトガルも 1933 年憲法の第 71 条で主権は国民にあるとし、また第 72 条でも国家元首（共和国大統領）を国民の直接普通選挙で選出すると規定している。このことによって、ポルトガルの体制もまた「民主的」性質を主張できる。すなわち「民主主義」という表現だけでは政治体制や政府の綱領の性質を特徴づけることはできない。「自由」も「民主主義」も、現体制を打倒することを唯一の目的とする反対派勢力によって利用されている神話に過ぎない、と。

このような演説からは、政権側が強調するいくつかのポイントが浮かび上がってくる。第一に、カルモナが当選し現体制が継続することのメリットである。この点は政権のこれまでの実績の強調⁷¹⁾や、ノルトン・デ・マトスの主張に具体性が乏しいことへの批判⁷²⁾などといった形をとって現れている。

第二に、反対派勢力が要求する「自由」や「民主主義」を一種のレトリックと断じていることである。すなわち自由とは 19 世紀以来ポルトガルに過度な個人主義や党派主義をもたらし、結果的に階級対立や社会の分断を生んだ、という点である。自由主義の超克はサラザールが予てから主張していた論点であり、ここでは全面的な否定の対象となっている。他方「民主主義」についてはそれ自体否定されてはおらず、むしろポルトガルは独自の方法で民主主義を追求しているという論理が展開されている。

71) 選挙期間中にポルタレグレ (Portalegre) 県で掲示されたポスターには次のような文言が躍っている。ANTT, União Nacional, cx.124, mc.517 (PT/TT/UN-A/A-6-60/7).

「…経済的な住宅、貧民のための住宅、病院、小学校、兵營、道路、橋、(中略) 鉄道、放送局、発電所 (中略) などなど。誰がこれら全てを建設したのか? 政権にいた頃の反対派か、新国家か? 記念碑的な事業の継続を保障しなければならない! 我々は皆、カルモナとサラザールに投票し、自らの責務を果たさなければならない!」

72) 2月7日にポルタレグレ県エウヴァス (Elvas) で開催された政権側の集会で演壇に立った陸軍中佐ヴァズ・モンテイロ (Vaz Monteiro) は、反対派勢力が農村労働者の 100% の賃上げを確約していることに関して、「具体的な支払い可能性を一切示さずにこのような大規模な賃上げを提唱していることから、[反対派は] モスクワからの命令もしくは指導下にあると推察される」と評している。ANTT, União Nacional, cx.127, mc.521 (PT/TT/UN-A/A-6-60/1).

そして第三に、反対派勢力をソ連共産主義と結びつけ、その脅威を声高に主張している。先に述べたように、ノルトン・デ・マトスの下に結集した勢力は共産党のみではなく、彼自身も決して共産主義を体現するような人物ではなかった。しかし政権側は東西冷戦という文脈の中で、ソ連との結びつきを想起させるような文言を多用することで、人々の不安感を煽ることを意図したのだと思われる。

以上、政権側の選挙運動を主に言説に即して検討してきた。ではより具体的に、政権やUNはどのような行動をとったのか。

1948年8月25日にUNの執行委員長（Presidente da Comissão Executiva）レイス（Albino dos Reis）から、UN各県委員長（Presidente da Comissão Distrital）に送られた通達⁷³⁾には、必要に応じて県委員会の活動を補助するための「選挙委員会（Juntas eleitorais）」を設立することや、プロパガンダ集会の開催にあたって労働者階級に人気の高い弁士を招聘することなど、細かな指示が記されている。

また各種出版物やメディアを通じたプロパガンダ活動も行われた。1948年12月6日、UN執行委員会メンバーのコルテズ（Ulisses Cortês）名義で各県の県令（Governador Civil）に送付された通達⁷⁴⁾では、各県内における全ての出版物（日刊紙も含む）のリストを、以下の3つに分類した上で速やかに作成することが要請された。すなわち、A) 完全な政治的信頼があり、UN出版部（Serviços de Imprensa）が収集したプロパガンダの素材を送ることができる出版物、B) 明確な政治的色彩を持たないものの、信頼を持って政権側のプロパガンダ素材を送ることができる出版物、C) 体制に対し明確に敵対的もしくは何らの有益性もない出版物の3つである。ただこの文書からは、政権側が自前の機関誌や出版物を持たず、既存のメディアを通じて間接的にしか宣伝活動を行えなかったという事実も窺える⁷⁵⁾。

73) ANTT, União Nacional, cx.128, mc.522 (PT/TT/UN-A/A-6-60/2).

74) ANTT, União Nacional, cx.126, mc.519 (PT/TT/UN-A/A-6-60/9).

75) 政権が直接関与したわけではないが、ジャーナリストがノルトン・デ・マトスの候補者としての資質を疑問視する書籍を出版した例もあった。Meneses, *op.cit.*, pp.393-394.

3 選挙結果と政権側の分析

立候補当初の反響にもかかわらず、ノルトン・デ・マトスは選挙戦からの撤退を余儀なくされる。2月7日にリスボンで開催された反対派の会合で、共産党系が多数を占める出席者から撤退を求める声が相次いだことを受けての決断であった。選挙は予定通り実施されたものの、それはカルモナと政権に対する信任投票というべきものになった。選挙後、各県のUN県委員会から執行委員会に寄せられた報告には、地方においてUNが直面した状況や、選挙結果およびその分析が記されている。以下それらの報告を検討しよう⁷⁶⁾。

アヴェイロ (Aveiro) 県委員会からの報告 (2月28日) には、カルモナの勝利をもたらした第一の要因は、彼とサラザールによってなされた「驚嘆すべき」実績に対する国民の称賛にあると指摘されている。またそれと並びUN本部の尽力によって威信の高い弁士 (執行委員長のレイスなど) が選挙期間中に県内を訪れたこと、さらに県内各市のUN支部の努力によって、体制支持派が一体となって政権側と協力したこと、UN県委員会と行政部門である県令が協力したことが挙げられている。

ブラガンサ (Bragança) 県委員会からの報告 (3月18日) には、UNによるプロパガンダ活動は当初、多くの有権者が持つ現状への不満を前に困難に直面し、また反対派勢力も人々の不満に訴えるような選挙運動を行ったという記述がある (ただし、現状への不満が具体的にどのような内容かは触れられていない)。だが、報告書によると反対派勢力が実施したプロパガンダ集会はあまり影響力を持たず、熱狂もわずかしか見られなかったという。もっともこうした反応は単に人々の無関心のためだけではなかった。集会の会場入り口では治安警察 (Policia de Seguranca Pública) がチェックをし、招待者・参加者の情報を県令府 (Governo Civil) が把握できるようになっていた。同様のチェックは政権側の集会でも行われていたが、こうした仕組が反対派の側に委縮効果をもたらしたことは容易に想像できる。

また報告書には、反対派勢力が選挙運動で掲げた公約についても触れられている。それによると、税負担の軽減、(特に下級公務員の) 賃金の向上、職員の解雇を伴わないコーポラティズム組織の廃止などが訴えられたという。報告書

76) 以下言及・引用するUN各県支部からUN執行委員会への報告書は、ANTT, União Nacional, cx.749, mc.1 (PT/TT/UN-A/A-6-60/11)。

ではこれらの主張を「現状の破壊と、[1926年]5月28日以前の『南京虫の乱痴気騒ぎ (bacanal de percevêjo)』への回帰」に過ぎないと切り捨てている。

ブラガンサ県内の12市別の選挙結果を見ると、総有権者数に対する投票率は概ね70%代半ば～90%代で、県全体では86.2%であった。ごくわずかに（県全体で0.07%）ノルトン・デ・マトスの名が記された票があったが、これはおそらく体制への批判票として投じられた変則的なもので、公式には無効票として計算された可能性が高い⁷⁷⁾。

またリスボン県委員会からの報告書（3月25日）には（首都リスボン市を除く）同県内の市における選挙結果などが記されている。同県全体での投票率は68.2%で、この数字は政権側のプロパガンダ集会で見られた熱狂から期待された水準と比べるとかなり低いという。報告書は、こうした現象は有権者名簿 (cadernos eleitorais) の作成方法に問題があり、すでに死亡した人々が大量に登録されていたり、有権者がすでに居住していない市や地区に登録されていたりした結果起こったと指摘している。さらにノルトン・デ・マトスの撤退に直面したことで、体制に共感しながらも政治に対し無関心な層や、反対派の支持者層の相当数が棄権した⁷⁸⁾。

県全体でみると、共産党を中心とした反対派勢力が活発に活動を展開したものの、決して優勢にはならなかった。また、県委員会の分析によると、体制に反対の姿勢をとっているものの、ノルトン・デ・マトスが共産党勢力と公然と結びついていることに違和感を覚える有権者がカルモナに投票する傾向が強かったという。

リスボン県からの報告の最後には、「2月13日の選挙は、何よりも愛国的感情が新国家体制への無条件の称賛となつて現れた」と、楽観的な分析結果が示されている。しかし同時に「人民による普通選挙体制として早急に行くべきことは、国民に対して体制の政治方針をよりよく説明するだけではなく、体制を代表する各政治組織の政治的威信を強化することである」（強調武藤）とも述べられている。これは選挙で示されたような一種の「消極的支持」に依拠するのではなく、政治体制として国民の信頼を勝ち取ることこそが、新国家体制の

77) 他県からの報告書のほとんどには、全有権者数、カルモナへの投票者数と全有権者に占める割合のみが記されている。

78) リスボン県内で最も多く棄権が見られたロウレス (Loures) 市では、カルモナへの投票率は全体のわずか37.6%にとどまった。

持続の鍵を握るという主旨であろう。

4 小 括

1949年大統領選挙は、新国家体制における初めての競争的大統領選挙であった。1945年の国民議会選挙の際に政権側が示した姿勢は、「自由な選挙」とは程遠いものであった。しかし反対派勢力は、大統領選挙への参加が合法的に反体制活動を続けるための最良の道であるということ認識していた⁷⁹⁾。共和派と共産党という相違を超えて反対派が結集したこと、そして高い威信を持つ軍人が独裁の打倒と民主化を国民にアピールする際の象徴的となりえたことなど、爾後の反対派運動（特に大統領選挙への対応）の一つの指針を示したといえよう。

他方政権側は、競争的な大統領選挙が危険をもたらすということ初めて強く認識した。前項で見たように、少なくとも地方からの報告からは、人々の不満や、それが反対派候補の支持に直接結びつく、という危機的事態が深刻化しているとは推察されない。だがノルトン・デ・マトスを過度に共産主義と結びつけたり、政権の経済的実績を強調したりしている言説や、メディアに対するコントロールなどからは、正統性と不確実性とのジレンマに直面した政権側の防衛的な姿勢が伺える。「合憲的クーデタ（um golpe de Estado constitucional）が技術的に可能になるのはこれで最後にしなければならない」というサラザールの言葉⁸⁰⁾は、そうしたジレンマを象徴的に示している。もっとも、この言葉が現実となるのは1959年まで待たなければならない。

第3節 1951年大統領選挙—新国家体制の継続をめぐる

1 カルモナの死と「双頭的大統領制」の動揺

1951年4月18日、1928年以来共和国大統領の座にあったカルモナが死去する。カルモナは日常的な政治にはほとんど関与せず、とりわけ1940年代にサラザールの実権が強化されて以降は、ほとんど象徴的といってもよい立場にあった。だが第1章第2節で検討したように、新国家体制における共和国大統領と首相との関係は、本質的な緊張を内包したものであり、それがカルモナとサ

79) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.31.

80) Rosas, *op.cit.*, p.407.

ラザールとの属人的な関係によって辛うじて均衡を保ってきたといっても過言ではない。カルモナの死はそのような微妙な均衡状態，ひいては新国家体制の統治のあり方を根本から変える契機にもなりえた。

サラザールにとっては，自らが大統領選挙に立候補する，あるいはさらに踏み込んで，改憲などの手段を用いて自身に国家元首と政府首班の権力を集中させ，かつその権能を無制限のものにするといった選択肢もあり得ただろう⁸¹⁾。そうすれば「双頭的大統領制」をめぐるジレンマは解消される。だが結果的にサラザールはそのような選択をせず，陸軍のクラヴェイロ・ロペス（Francisco Higinio Craveiro Lopes）将軍⁸²⁾を擁立した。上記のような措置は体制の統治原理そのものに踏み込む改変であり，反対派のみならず政権内部においても論争が起こる可能性があった⁸³⁾。それを避け，軍出身のロペスを擁立することで，可能な限り新国家体制の継続を目指したというのが，サラザールの選択の主たる要因であろう。

カルモナの後任を決める選挙は7月22日に実施されることになった。1949年の大統領選挙は，新国家体制の維持・継続を掲げる政権側とこれを拒絶する反対派勢力との戦いであったが，それからわずか2年後に，政権は再びこの点を国民に問わざるをえなくなった。

2 1951年選挙と反対派の分裂

1949年大統領選挙では統一候補を擁立した反対派勢力であったが，その後状況は変化する。特に反対派内部における共産党と非共産勢力との協調関係は徐々に解消されていった。1949年大統領選挙の直後，反対派勢力は「民主国民運動（Movimento Nacional Democrático, MND）」を結成するが，その活動の中心を担うのは共産党の運動家であった。そしてその事実により，非共産勢力はMNDとの間に距離を取るようになる⁸⁴⁾。

こうした乖離の背景として以下の2点を指摘できる。第一に，40年代末か

81) *Ibid.*, p.510.

82) ロペスは第一次大戦で戦績を上げ，新国家体制下では国民議会議員やポルトガル軍団（Legião Portuguesa）（1936年に創設された準軍事組織。内務大臣と陸軍大臣の指揮下に置かれる）の司令官なども歴任した。

83) Rosas, *op.cit.*, p.508.

84) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.35.

ら見られた東西冷戦の激化と、それに伴う西側諸国での反共産主義の高まりである。1949年7月27日にはポルトガルの北大西洋条約機構 (NATO) への加盟が国民議会によって承認されるなど、ポルトガルは西側陣営の一員としての立場を強化しつつあった。もちろん、このような外交政策が反対派指導者や一般国民の意識と直接的に結びつくわけではない。だが、主に共和派反対派の指導者は、民主的観点から新国家体制に批判的であっても、共産党との協調には慎重な立場であった。「民主的反対派」の名の下に共産党と連携することが必ずしも国民の理解・支持につながらないことは、(前節3で見たリスボン県からの報告書にあるように) 政権側だけではなく、反対派指導者にも認識されていたと思われる。

第二に戦略上の認識の相違が挙げられる。繰り返し述べたように共産党が選挙期間中に公的に行えるプロパガンダ活動を重視し、投票直前に撤退するという戦略をとっていたのに対し、共和派を中心とする非共産反対派は必ずしも同調しなかった。ノルトン・デ・マトスが共産党の意向に従う形で選挙戦からの撤退を半ば強制された事實は、こうした相違を端的に表現している。

その結果、1951年の大統領選挙には政権側のロペスに対し、共産党が擁立したルイス・ゴメス (Ruy Luis Gomes)⁸⁵⁾と、非共産反対派が擁立した海軍提督メイレス (Quintão Meireles)⁸⁶⁾が挑むという構図になった。しかしメイレスは立候補宣言の中で「体制転覆や騒擾の誘発、新しいイデオロギーを煽ることが目的ではない」と述べ⁸⁷⁾、自らを「5月28日の精神の真の信奉者」と表現する⁸⁸⁾など、新国家体制に対する融和的姿勢が目立った。

一方、新国家体制への反対姿勢をより明確にしたルイス・ゴメスの選挙運動に対しては、政権側の厳しい弾圧が加えられた。ポルトでの選挙集会では、警察による取り締まりの結果、ルイス・ゴメス本人も含めて多数のけが人が出たという⁸⁹⁾。

最終的にルイス・ゴメスは投票日直前に最高裁判所から立候補に不適格と判断され、メイレスも7月19日に撤退を表明した⁹⁰⁾。

85) ルイス・ゴメスはポルト大学の数学講師であったが、パージによりその職を追われていた。

86) メイレスは1928年12月から翌年7月まで、外相を務めた経験も持つ。

87) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, pp.36-37.

88) Meneses, *op.cit.*, p.413.

89) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.36.

3 選挙の実相—各地からの報告を中心に—

ここでは前節と同様、一次史料を手がかりに1951年大統領選挙の実態を見ていこう。

全体的傾向として、政権側候補のロペスに対して安定的な支持が集まった。UN各県委員会からの報告書⁹¹⁾でも、例えばブラガンサ県全体ではロペスへの投票率が86.4%、島嶼部のポンタ・デルガダ (Ponta Delgada) 県⁹²⁾全体では92.9%に達している⁹³⁾。

だがこうした結果は、必ずしも体制に対する国民の積極的な支持によって生み出されたものとはいえなかった。むしろ「脱政治的傾向」（アヴェイロ県）、「有権者の大半は〔政治的に〕無関心もしくは利己主義者 (comodistas) であり、体制派、愛国的だが現政権に批判的な勢力 (nacionalistas não salazaristas) に追随する」（ベージャ (Beja) 県) など、政権にとって決して好ましい状況でなかったことが窺える。

こうした状況を好転させるべく、政権側は1949年同様、各種集会やメディアを通じたプロパガンダ活動を積極的に展開した。アヴェイロ県では県都アヴェイロ市において7月14日に2300人以上の参加者を動員した上で、サラザールへの称賛、ロペスへの信頼、そして政権の掲げる「国民革命 (Revolução Nacional)」への支持が表明されたという。同じくベージャでの集会にも、UNによって農村部から約2000人の参加者が動員された。

一方反対派は一定規模の活動を行ったものの、さほどの反響は得られなかったようである。ベージャ県ではMNDが主導した公的選挙活動は見られず、また同県農村部においても目立った反対派活動はなかったという。レイリア (Leiria) 県カウダス・ダ・ライーニャ (Caldas da Rainha) 市のUN市委員会からの報告にも、選挙期間中には（メイレス支持者による2度のデモ以外は）会合やプロパガンダ集会が開催されず、反対派候補の選挙組織が機能しなかったと記されている。

90) Meneses, *op. cit.*, p.415.

91) 以下言及・引用する報告書は、特に断りのない場合 ANTT, União Nacional, cx.137, mc.533 (PT/TT/UN-A/A-6-60/12)。

92) 同県からの報告書は ANTT, União Nacional, cx.139, mc.535 (PT/TT/UN-A/A-6-60/14)。

93) 市 (concelha) やその下位の地区 (freguesia) 単位で見ると、ロペスへの投票率には多少の幅が見られるものの、低くても60%台後半、概ね80%以上の票が集まっている。

またロペスの勝利という結果の要因を分析した各地の報告からは、興味深い傾向が読み取れる。先に言及したカウダス・ダ・ライーニャからの報告では「農村人口の大部分は、国家元首や政治綱領の中に政治的なことを何も見出さない。彼らにとっては〔生活水準の〕改善のみが重要なのであり、彼らの新国家に対する理解では、街の平穏にせよ最近の国際紛争〔第二次大戦のことか〕における中立にせよ、平和がサラザールによるものであることなどは評価できない」（強調原文）と、農村部の住民の政治意識が専ら経済的関心によって形成されていることが示唆されている。同報告の結論部分では、現体制の弱点として、工業以外の産業における賃金の低さおよび生活コストの高さ、地域の利益に関わる生活改善・公共事業の実施が、期待されているよりも遅いペースで進んでいることなど、いずれも経済的な課題が指摘されている。

他にも「〔プロパガンダ集会参加者の〕大多数は経済的に脆弱で、精神的な準備が整っておらず、物質的側面からのみ評価を下す」（ページャ県）、「空港職員に向けてプロパガンダ集会が行われたが、彼らは例外的に恵まれた物質的条件下であり、〔そのため〕新国家の事業に対しあまり関心が無いように見える」（ボンタ・デルガダ県）など、人々の政治的態度を当該地域の経済状態から説明している例は多く見られる。

4 小 括

1951年大統領選挙は、カルモナの死という突発的な事態によって実施されることとなった。政権側にとっては新国家体制形成以来、一貫して大統領ポストにあったカルモナの死は痛手であった。1949年大統領選挙時のキャンペーンなどにも見られた通り、政権はカルモナとサラザール、さらに新国家体制の各種実績を重ね合わせ、「カルモナ＝安定の象徴」という論理を展開してきた。そのカルモナの死が、体制の刷新を求める声が高まる契機となることは十分に予想できた。

他方反対派にとってこの点、さらにロペスがカルモナに比べて知名度・威信が高くなかったことは十分な利点となりうるはずであった。しかし前回選挙後に顕在化した共産―非共産勢力の間の相違を克服するには、2年間という時間、またカルモナの死から選挙実施までの約3か月という時間いずれもが短すぎた。反対派が選挙に際し分裂し、かつノルトン・デ・マトスのような反対派の統合を象徴する候補者を擁立できなかった点で、ロペスの当選は自明の結果

だったといえよう。

こうした曲折を経て反対派勢力が今一度政権に対峙するのは、1958年の大統領選挙を待たなければならなかった。

第4章 1958年大統領選挙—新国家体制最大の危機？

1958年大統領選挙⁹⁴⁾は新国家体制全体の歴史における明確な分水嶺であった。1949年大統領選挙以来反対派勢力が統一候補を擁立したが、それ以上に反対派候補が最後まで選挙戦から撤退せず、複数候補による投票が初めて行われたという点で、画期的であった。

第1節 反対派の再結集とデルガドの立候補

1958年の大統領選挙の重要な伏線として、東西冷戦の中ポルトガルに対する国際的な承認が進んだことが挙げられる（1955年の国連加盟など⁹⁵⁾）。このことは、新国家体制の対外的正統性を一段と高めた一方、世界人権宣言などに表明された自由・民主的な価値基準がポルトガルにも求められることになった。これは西側諸国からの圧力としてではなく、国内の反対派勢力がサラザール政権の非民主的性質を批判する根拠を提供したという点でより重要であろう。

もっとも反対派勢力にとっても、サラザール政権が内外に定着していることが一層明らかになった以上、これを武力で打倒するという旧来の戦略に対し内外の賛同が得られなくなるということもまた明らかであった。このような状況の中で、再び合法的手段で政権打倒を目指すという機運が高まっていく。

94) 1958年大統領選挙に関して最も詳細な情報を提供している文献として、Iva Delgado, Carlos Pacheco, Telmo Faria (coords.), *Humberto Delgado: as eleições de 58*, Lisboa, Vega, 1998。

95) 冷戦の激化によって、西側諸国（特にアメリカ）が反ファシズムから反共産主義へと大きく方針転換したことは、ポルトガルと同様スペインのフランコ政権にも極めて重要であった。スペインもポルトガル同様1955年に国連加盟を果たすが、すでに1953年にはアメリカとの間に経済・軍事協定（米西協定）を、また同年にはヴァチカン教皇庁との間に政教協約（コンコルダート）を締結し、その国際的正統性を飛躍的に高めた。

もっともフランコ政権が内戦の際、イタリアとドイツから多大な軍事的支援を受けたことなどから、米英などからの承認には比較的高い障壁が存在したのに対し、ポルトガルの西側陣営への編入にはさほど大きな反発は見られなかった。原加盟国としてNATOへの加盟が認められたことは、そうした事情を象徴的に示している。

だが、民主社会評議会（Directório Democrático-Social）⁹⁸⁾を中心とする非共産左派は、こうした共産党の姿勢に対し、選挙運動の主導権を右派反対派に譲るものである、と強く反対した。両者の対立は政治的原則のレベルにとどまらず、共産党が選挙協力に際し文書化された協定と公式声明の発表を重視したのに対し、非共産勢力はこれを拒否した。

反対派勢力からの一体的な支持が得られないことが明白になり、最終的に4月半ば、クーニャ・リアルは大統領選挙への立候補を見送ることを表明した。右派反対派と統一戦線を組むために最大限の妥協を示した共産党であったが、クーニャ・リアルの撤退を受け、自らの立場により近い弁護士のヴィセンテ（Arlindo Vicente）の擁立を決めた（4月20日）。この時点では、共産党と非共産勢力がそれぞれ候補者を擁立するという、1951年選挙と同様の構図が再現される公算が高まった。

2 デルガドの立候補と非共産反対派

一方非共産反対派は、空軍士官であったデルガド（Humberto Delgado）の擁立を目指す。デルガドは1925年に軍学校を首席で卒業後、1926年のクーデタにも深く関与した。彼はその後コーポラティズム議会の議員（国防部会）を務めた後、在米軍事顧問団、NATOの常設軍事使節（1952-57年）など、在外武官としての経験を積んでいった。当初は新国家体制の価値観に共鳴していたデルガドであるが、特にアメリカやカナダなどでの勤務経験により、政治的自由の重要性を認識するようになった。

当初デルガドは、1957年10月末、同じく軍出身で非共産反対派の有力者ガルヴァン（Henrique Galvão）⁹⁹⁾から大統領選挙への立候補を打診された。デルガドは軍内では明確に新国家体制との距離を取っていたが、文民の反体制勢力

98) 民主社会評議会は、共和派の重要知識人であるアゼヴェード・ゴメス（Mário de Azevedo Gomes）やコルテズン（Jaime Cortezão）らが中心となって1950年に結成された。同会の中心的活動は新国家体制に対する批判的分析や、時々の公式声明発表であった。すなわち政治的運動というよりは、指導者たちの知的威信に依拠した言論活動という性質が強かった。Ibid., p. 166.

99) ガルヴァンは軍出身であり、1930年代半ばから植民地での統治活動などに参加した後、国民議会議員や国営放送局長などを務める。だが、アンゴラでの強制労働の実態を告発した報告を国民議会で行うなど、徐々に反体制的立場を強め、1951年大統領選挙でメイレレスの擁立を主導した一人となった。

との関わりはなかった。

だがデルガドの立候補は、反対派勢力に大きな反響を生むこととなった。現役武官として、またそれまでの言論活動¹⁰⁰⁾によって高い威信を有していたデルガドは、国民に対し広範な支持を呼びかけられる可能性を持っていた。デルガドから立候補の承諾を得たガルヴェンは、直後に民主社会評議会のセルジオ (António Sergio) を訪問し、文民勢力の支持の取りまとめを要請した。民主社会評議会内には、コルテゾンもしくはセルジオを擁立する案も存在したが、知識人であるゆえに大衆に対するアピールが限定的であるという理由もあり、デルガドに対する支援が決定した。

選挙に先立つ 1958 年 3 月 18 日、民主社会評議会がサラザールに対し書簡¹⁰¹⁾を送った。この書簡でコルテゾンらは、ポルトガルがすでに国連に加盟したことにも言及しつつ、国際的な潮流から見ても自由選挙の実施が重要であると要求している。

「我が国のような国で、選挙過程や痛ましい悪癖だけではなく、合法的手段をも用いて、神聖な投票権が保障されない、またこれほど少ない市民の名前しか有権者として示されていない体制を維持するのは不当である」

この記述は、憲法上は普通選挙が規定されながらも、現実には様々な手段で政権側が自らに有利な形で選挙を行ってきたことが示唆されている。続けて書簡は、自由選挙の実施のためにより具体的な要求を提示する。いくつか重要な点を抜粋しよう。

- ・大統領選挙候補者による選挙前活動の完全な自由。そうした活動を行っている団体への政治的監視の即時停止。

100) デルガドは 1930 年代から新聞やラジオ、演説などで政権を称揚する声明を数多く発表した。また 1933 年には「ホモ・サピエンス」の墮落について (*Da pulhice do "Homo Sapiens"*) という書物を出版し、第一共和制期の政治家や議会政治の批判と、サラザールへの賛美を示した。Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, pp.160-161.

101) ANTT, Secretaria-Geral da Presidência do Conselho Oliveira Salazar/Marcelo Caetano (SGPCM-PCOSMC), NT.120 (PCOS/MC, PRC 4/A-5-5). なおこの史料を筆者が閲覧したのは 2014 年 3 月および 2015 年 3 月である。その後これらには新たな整理番号・参照コードが付されたが、本稿執筆時点において、ANTT のウェブサイト上で新しい参照コードを確認することはできなかった (<http://digitarq.arquivos.pt/> 最終アクセス日 2017 年 11 月 30 日)。そのためここでは便宜的に、調査当時の参照コードを記す (註 103, 126 の史料も同じ)。

- ・登録を済ませた有権者に交付する投票券（cédula de eleitor）¹⁰²⁾ 制度の導入（[二重投票など] 不正投票を防ぐため）。
- ・選挙期間中の各種活動をめぐるルール作成（出版物やラジオに対する検閲の廃止，全候補者ならびに弁士に対するラジオ・テレビ放送への平等なアクセス，集会の自由および全候補者に対し公共の建物を同じ回数，同じ条件で利用させること）。
- ・現行の選挙法は（選挙に関する）抗告・上告を行政裁判所（Tribunais Administrativos）が扱うとしているが，これを関連裁判所（Tribunais da Relação），海外領については上級裁判所に変更する。
- ・投票の自由の保障（出版局（Imprensa Nacional）の資源を使った，全候補者リストの印刷，投票箱の統一，選挙代理人（delegados eleitorais）による投票所の監視）。
- ・投票・集計作業における当局の介入に対する厳罰。

この時点で反対派は未だ候補者の統一に至っていなかったものの，少なくとも民主社会評議会は，大統領選挙を最後まで戦い抜くことを決意し，そのための条件整備を政権に対しより踏み込んだ形で求めたことが分かる。

この書簡をめぐって，3月28日に内相ネグレiros（Joaquim Trigo de Negreiros）よりサラザールへ回答¹⁰³⁾が送られた。そこでは上記書簡で示されている要求は現状でも十分満たされているとしている。すなわち過去の選挙においても，各種メディアを通じたプロパガンダや公共建築物の利用は全て自由かつ平等な条件で認められているし，投票の安全も十分保障されているという。また投票者の身分証の確認により，投票券の制度も不要であるとされている。

この返答に対し民主社会評議会は強く反発し，3月31日に再反論の書簡¹⁰⁴⁾を送る。評議会が特に反発したのは，政府側が行政裁判所は完全に独立して機能していると回答した点である。コルテゾンは「現在の政治状況においては，全てが単一政党（ママ）であり特権的な組織である UN の周りをまわっており，さらにその最高指導者は他ならぬ政府首班 [首相] である。このような状

102) これは実際に候補者名を記載する投票用紙ではなく，投票所で権者であることを示すための証明書のようなものと推察される。

103) ANTT, SGPCM-PCOSMC, NT.120 (PCOS/MC, PRC 4/A-5-5)。これは内相からサラザールに宛てたものだが，同じ内容の書簡が民主社会評議会にも送付されたと推察される。

104) *Ibid.*

況下では、候補者の選定から全ての選挙運動までが、他ならぬ政府の活動によって必然的に指揮されているのである」と述べ、事実上政府とUNが一体化して政権側の候補者を勝利させるべく選挙活動を展開していると喝破している。

1958年4月19日、最高裁判所がデルガドの候補者資格を正式に承認した。これとほぼ同時に、著名な反対派指導者の多くが署名した宣言書¹⁰⁵⁾が発表された。

「ポルトガル国民の多くの意図に従い、署名者たちは次回大統領選挙で独立候補を擁立する準備ができています。なぜ『独立候補』なのか？なぜなら[特定の] 集団もしくは派閥から離れて、かつ国民全体に対して真に責任を負える人物のみが、わが国の劇的な政治問題に対し、国民的な解決策を導くことができるためである。その人物こそがウンベルト・デルガドである。デルガドは現行憲法と、国連で採択された世界人権宣言に完全に一致した人物である。彼のみが、我々が直面している『行き詰まり』を打開できる立場にある」

ここでは3月18日に民主社会評議会がサラザールに送付した書簡と同様、世界人権宣言に言及しつつ、第二次大戦終結後の国際環境の変化を踏まえて、デルガドが民主的価値観を体現する人物であると強調されている。同時に「現行憲法との一致」という文言からは、デルガドがあくまでも合法的に政権を掌握した上で改革を行うという姿勢が読み取れる。また、特定党派ではなくポルトガル国民全体の利害を代表するという点も強調された。「独立候補」という位置づけはそれを端的に象徴しているといえよう。

政権側は海軍提督で1944年から海軍大臣を務めていたトマス (Américo Tomás) の擁立を決めた¹⁰⁶⁾が、デルガドの巻き起こす熱狂こそが、1958年大統領選挙の中心であることは明らかであった。

105) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.171.

106) ロベスは1957年夏、新たな首相任命の可能性を示したため、サラザールの警戒心を生んだ可能性がある。Rosas, *op.cit.*, p.504.

第2節 選挙戦の展開

1 デルガドの立候補への反応

国民からの人気が高く軍内での威信も高いデルガドの立候補は、政権にとって大きな脅威であった。有力軍人が反対派候補として立候補するという構図は1949年大統領選挙とも共通する。他方、ノルトン・デ・マトスが最終的には共産党の意向に従い、不承不承ながら選挙戦からの撤退を余儀なくされたのに対し、デルガドは特定組織のみに依拠せず、より広範な支持を糾合しながら選挙戦を展開した。

5月10日、リスボンのカフェ「シャーヴェ・ドウロ（Chave d'Ouro）」で記者会見したデルガドは、自身が当選した場合「もちろん彼[サラザール]を解任する（Obviamente, demito-o）」と明言した。新国家体制の根本に対し公然と挑戦が突き付けられたことで、1958年大統領選挙は一気に体制変革の可能性を含んだものとなったのである。

5月14日、北部のポルトを訪問したデルガドは、現地の熱狂的な歓迎を受けた。サン・ベント駅には約20万人の群衆が集まったという。熱狂的な市民を前にして行われた演説の中で、デルガドはポルトガル国民が隷属状態に置かれているとし、次のように訴えた。

「お前たち[体制]が去るべき時が来た！我々は飽き飽きしている！もう十分だ！立ち去れ！辞任せよ！」

さらに批判の矛先は、新国家体制の根本原理であるコーポラティズムにも向けられた。

「経済的な救済は社会経済的正義への道であり、コーポラティズムは完全に否定される。コーポラティズムは豊かな者がより豊かなまま、貧しい者がより貧しいまま、そして中間層が危機に瀕したままである、社会経済的な現状維持である¹⁰⁷⁾」

サラザールによる長期支配に対する批判に加え、コーポラティズムの否定にまで踏み込んだことで、デルガドはサラザール政権との対決姿勢および当選した後にはラディカルな改革を断行するという意思を明確に示したといえる。

ポルト演説でのデルガドの激烈な体制批判と、それに対する人々の熱狂的な

107) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, pp.180-182.

反応に直面し、政権側の警戒心が高まったことは想像に難くない。5月16日にデルガドはリスボンに戻ったが、彼を支持するために開催されたバイシャ地区での集会に対し、警察は発砲を含む暴力的な手段で抑圧し、多数の負傷者が出る事態となった¹⁰⁸⁾。二大都市を中心としてポルトガルは騒擾状態の寸前まで陥った。さらにデルガド本人に対しても、治安当局による執拗な監視が行われたという。

だが、政権側による弾圧は、デルガドに対する人々の支持を増幅させこそすれ、決して鎮静化させることはなかった。知識人や旧共和派の政治家は続々とデルガドへの支持を表明し¹⁰⁹⁾、反対派の統一は目前に迫りつつあった。

統一に向けて残る最後の障壁は、共産党が擁立したヴィセンテの存在であった。ヴィセンテはデルガドの立候補以降も、共産党の組織的支援を受けて選挙運動を継続し、特にリスボンや、同党が強固な基盤を持つ南部において一定の支持を集めていたという。政権側候補を打ち破るためには反対派の統一、特に共産党の動員力が必要不可欠であった。

左派系の弁護士セルトリオ (Manuel Sertório) は、5月23日の『レプブリカ (República)』紙に掲載した公開書簡において、ヴィセンテに対し次のように呼びかけた。

「伝統的な民主的反対派よりもはるかに大規模な反対派が全国で生まれつつある。この反対派はデルガド將軍の立候補によって代表される。彼の公約と方針は、反対派の戦いとも完全に利害が一致する」

「直近の出来事が求めていることは、『単一指導部』の下、国民救済のための組織を速やかに形成することである。単一指導部は選挙の面においては、単一の反対派候補者とならなければならない。そのことによって、新国家体制に反対するより強力な流れを生むことができるだろう。それはすなわち、デルガド將軍 [への一本化] である。1945年10月のフラストレーションを繰り返してはならない¹¹⁰⁾」

この呼びかけから1週間後、ヴィセンテは選挙戦からの撤退を表明し、自身の支援者に対しデルガドへの支持を呼びかけた。ヴィセンテとデルガドは共同

108) Rosas, *op. cit.*, p.528.

109) 5月20日には、一時大統領選への立候補を模索していたクーニャ・レアルがデルガドへの支持を表明した。

110) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.187.

文書に調印し、「独立系反対派」と「民主的反対派」とがデルガドの下に共闘することを確認した。デルガドもそれに応じ、以下の5点からなる最小限綱領を発表した。すなわち①憲法8条（言論・集会の自由の保障）を速やかに適用するための条件整備、②実効性のある選挙法の施行、③政府を形成するための自由選挙を1年以内に実施、④全ての政治犯の釈放、⑤国の民主化に資する措置である。

投票日（6月8日）直前に反対派候補の一本化が実現したことは、政権側と反対派双方に対し極めて大きなインパクトを持った。統一候補を擁立し、かつ選挙戦から撤退することなく投票に臨むことは、1949年、51年の大統領選挙では実現しなかった。反対派の側からするとデルガドの刷新的で超党派的なイメージは、幅広い支持層にアピールすることが期待できたし、リスボンやポルトでの人々の反応にもそれは現れていた。

他方政権側からすると、そうした反応に対し、選挙の中止といった強硬手段、さらには（リスボンでの騒擾につながったような）暴力的な弾圧を行うことは逆効果であり、新聞などに対する検閲¹¹¹⁾など、より間接的な手法でデルガド陣営の選挙活動を妨害した¹¹²⁾。また、デルガドが現役の士官で軍内の威信が高いことから、軍の反応も警戒しなければならなかった。

2 地方における反応

しかし投票前の各地からの報告を見ると、デルガドに対する熱狂的な反響が必ずしも全国的に見られたわけではないことが分かる。やや断片的ではあるが、史料から様子を探ってみよう。

1958年5月16日、UNアヴェイロ県委員会からUN執行委員会へ送付された報告書には、5月13日付で作成された選挙情勢に関する報告¹¹³⁾が添付されている。それによると同県でデルガドがサラザールに向けて行った個人攻撃に

111) デルガドがポルトからリスボンに戻った翌日、日刊紙『オ・セクロ (*O Século*)』紙が掲載した記事においては、人々がデルガドに「万歳」と叫んだり、女性がデルガドに花を投げたりしたといった記述が削除されたという。*Ibid.*, pp.183-184.

112) デルガドが5月27日にブラガ (Braga) 市を訪問した際、国防大臣サントス・コスタ (Fernando dos Santos Costa) が、デルガドの集会と同じタイミングでポルトガル軍団 (註82参照) のパレードを開催して広場などを占拠し、デルガドが市民と接触する機会を妨害したという。*Ibid.*, p.188.

113) ANTT, União Nacional, cx.361, mc.969, pt.1 (PT/TT/UN-A/A-6-60/21).

対し激しい反発が巻き起こったが、それは当地の人々が「サラザールの財政政策 [による恩恵] と、数世代の人々が切望してきた国内の平和を新国家が保障してきたことを忘れていない」ためであるという。また、第二次発展計画 (II plano de fomento)¹¹⁴⁾ に同県の港湾建設計画などが含まれている点からも、人々が新国家体制に好意的な立場をとる要因になっていると指摘されている。また同じアヴェイロ県県令からの報告 (5月28日付) は、中立的な意見の人々が徐々に反対派寄りの立場へと舵を切っているものの、投票者の51-53%がトマスに、12-14%が反対派候補に投票するという見通しを示している¹¹⁵⁾。

他方政権側は、中立的な有権者に対し、トマスへの投票を促す様々な運動を展開した。5月21日にUN サンタレン (Santarém) 県委員長から県都サンタレン市委員長に宛てた書簡¹¹⁶⁾ では、各市や選挙区に、人々からの信頼が厚く、トマスへの投票を呼びかけられる、また政権側のプロパガンダや綱領を配布してくれる人物を配置するよう要請されている。同県委員長はさらに投票日直前の6月3日、サンタレン市委員会に対し、市内各地区への訪問、政権側協力者に対し投票当日の交通手段を提供するよう要請すること、さらに投票態度を明らかにしていない有権者に対し、トマスが「サラザールの候補 (a do candidato de Salazar)」であることを周知すること、女性有権者に対し投票を呼びかけること¹¹⁷⁾ など、より細かな票の掘り起こしを指示している。

他方反対派勢力に対する締め付けも行われた。UN ファーロ (Faro) 県委員会から執行委員長宛の報告 (5月13日付)¹¹⁸⁾ では、「敵対勢力の政治活動に対し一層の監視を維持」しており、また反対派によるいかなる操作も避けるため、厳格な基準に従う [= 政権寄りの] 選挙委員会 (mesas eleitorais) の委員長・委員を選ぶことによって、現時点までいかなる [反対派勢力の] 結集も起こっていないし、そのメンバーに便宜も提供されていない」と記されている。

114) 発展計画は、1950年代以降4回にわたって実施された経済開発のための5か年計画である。農業、工業、輸送・通信、技術学校という4分野に対し国家が重点投資を行うというのがその主眼であった。第二次発展計画は1959年から64年まで実施された。

115) Meneses, *op.cit.*, pp.435-436.

116) ANTT, União Nacional, cx.362, mc.970, pt.5 (PT/TT/UN-A/A-6-60/22).

117) 一般的に女性有権者が選挙に対し高い関心を持っているという点は、例えば1951年大統領選挙におけるページャ県からの報告でも言及されている。ANTT, União Nacional, cx.137, mc.533 (PT/TT/UN-A/A-6-60/12).

118) ANTT, União Nacional, cx.361, mc.969, pt.8 (PT/TT/UN-A/A-6-60/21).

以上紹介した地域の実情は、リスボンやポルトのそれとは明確に異なる。この差をどう捉えるべきであろうか。第一に、これらの報告書の多くが反対派候補の一本化の前に書かれていることに留意する必要がある。すなわち 1951 年選挙と同様、反対派候補が複数存在するという状況は、政権側に有利であると受け取られ、変革への熱狂は生まれにくかったのではないか。

第二により重要な点として、都市部と農村部との差が挙げられる。報告書からは、特に農村部では政権の経済的実績を評価し、その維持・継続を求める声（＝現状の変革に対する不安）が強かったことが読み取れる。こうした求心力は選挙後の報告にも如実に表れている（次節参照）。

第 3 節 選挙結果とその反響

1 公式の選挙結果とその背景

デルガドによる活発な選挙運動とそれに対する政権側の様々な妨害活動など、劇的な展開を見せた 1958 年の大統領選挙は、6 月 8 日に投開票が行われた。先に述べた通り、政権側は選挙終盤より隠微な、しかし体系的な手段でデルガド陣営を妨害した。

それでもなおトマスの当選は不透明な情勢であったため、政権側は投票当日により直接的な形で不正を試みた。UN が各地の投票所に対して事前に送った通達には、以下のような手段が指示されている¹¹⁹⁾。

- ・ 反対派代表による選挙監視を一切認めない。
- ・ 反対派に入った可能性のある票を最大限無効票とみなす。
- ・ あらかじめ決めておいた時間に騒乱を（意図的に）誘発させるため、投票箱のそばに 15-20 人の私服軍団員 [ポルトガル軍団の構成員] を配置する。この騒乱は、その場に居合わせる反対派シンパを全て逮捕するための伏線である。選挙管理委員長は投票所を閉鎖し、その機を利用し、用意しておいた政権側候補への票を投票箱に詰め込む。
- ・ 投票しない有権者に代わって投票用紙を投票箱に入れる。
- ・ 有権者名簿に記載された数より多くの票が投票箱に入っても問題はない。

この通達の日付は不明だが、政権側がかなり強引な手段を用いてデルガドへの投票の妨害、トマスの票の水増しを行おうとしたことがわかる。

119) Raby, *Fascism and Resistance in Portugal*, *op.cit.*, p.189.

翌日に発表された公式の選挙結果は、トマスが758,998票、デルガドが236,528票であった¹²⁰⁾。他方、1998年に刊行された『ウンベルト・デルガドと1958年選挙』（註94参照）は、地方紙に掲載された選挙結果などに基づき、トマスが750,838票、デルガドが234,009票と算出している¹²¹⁾。

各県別の選挙結果（文末資料参照）を見ると、県単位では投票率は60%代後半から70%代とそれほどばらつきはない。またトマスの得票は多少幅があるものの、こちらも概ね安定している。デルガドの得票が30%を超えたのは3県（サンタレン、ポルト、アヴェイロ）のみである。市単位で見た場合も、デルガドが勝利した市は全国で15のみである（内訳はサンタレン県5市、リスボン県3市、アヴェイロ県2市など）。

だが詳しく検討すると、選挙結果からは興味深い傾向も見てとれる。まず、市の規模とデルガドへの投票率との間には密接な関係がある。すなわち大規模な市ほどデルガドの得票率が高かった（表1参照）。

もう一つ重要な点は、実人口に対する登録有権者数の割合が著しく低いことである。文末資料に示した実人口は1960年に実施されたセンサスの結果である点は留保が必要だが、それを措いても、実人口と登録有権者数との間には最大10倍以上（ベージュ県など）もの乖離があることは注目すべきである。もっともこうした状況が、先に論じたような（第3章第2節3）有権者名簿作成に係る問題点が残っていたがゆえに生じたのかは不明である。

ここまで紹介してきた選挙結果の裏で、先に引用したような政権側の指示による不正がどの程度行われたかは定かでない。前節で紹介した選挙前の情勢分析、そして次項で見る選挙後の報告を見ると、特に農村部を中心に、政治的な現状維持への願望と経済的期待感に裏打ちされた新国家体制への支持が一定程度存在したのは間違いない。さらに市やその下の地区においては、公式結果上でもデルガドが勝利した箇所は存在する。だがこのこと自体、極端な形でトマスが勝利しないように配慮した政権側の操作であるという可能性もある。

また激しい衝突が起こったリスボン県でデルガドは26.5%の得票に終わった一方、ポルト県では34.2%と、少なからぬ差があった（リスボン市では

120) *Ibid.*, p.190.

121) Francisco Soares, Victor Cavaco “Análise dos resultados”, em Delgado, Pacheco, Faria (coords.), *op.cit.*, pp.495-519, “Anexos”, pp.523-531.

表1 市の規模と各候補への投票率

市の人口規模/投票の割合 (%)	トマス	デルガド
2000人未満	84.9	15.1
2000-4999人	78.3	21.7
5000-9999人	73.8	25.2
10000人以上	67.6	32.4

出典：Delgado, Pacheco, Faria (coords.), *op.cit.*, p.506 の表を基に筆者作成。

22.7%, ポルト市では 32.5%)。選挙不正が大都市部を中心に行われた可能性もあるが、表1に示した通り大都市ほどデルガドの得票は高かった。

全国規模で末端に至るまで体系的な不正が行われたか、そして不正と選挙結果がどの程度連関しているかは、より詳細な検証が必要である。

2 各地からの報告

このような結果に終わった1958年大統領選挙は、各地からどのように報告されたのだろうか。選挙後の7月12日にUNセトゥーバル(Setúbal)県委員長からの報告書¹²²⁾には、投票日前の状況も含め、総括的な内容が記載されている。

それによると、選挙期間中の同県における政治的雰囲気は概ね平穏なものであったが、県都セトゥーバル市など一部の市では、反対派による激しい扇動が起こったという。こうした活動を主導したのは相対的に社会的地位の高い人物(医師、弁護士、経営者、地主など)であり、彼らはそれまで特筆すべき政治的理念を持っていないと見られ、特定の政党などにも加入歴のない人物が多かった(UNに入党歴のある人物さえいたという)。だがこうした人物による扇動は表面的であり、実際の反対派運動はもっぱら真に反乱的思想を持つ分子によって担われ、高位の人物とこうした分子との一致した活動は結局実現しなかった。

ここで「反乱分子」とされているのは共産党系の活動家と推察される。報告書でも、扇動が起こったアウマダ(Almada)市内のある地区で起こった労働者の運動は全て共産主義者の指導によるものと指摘されている。同時に、政権側は選挙運動において共産主義者の存在を声高に訴えた。報告書には以下の記

122) ANTT, União Nacional, cx.362, mc.970, pt.6 (PT/TT/UN-A/A-6-60/22).

述がある。

「共産主義分子の出現は、かつて [1949, 51 年の大統領選挙] と同様に今回も、我々が選挙運動において強く論じた点であった。そして幸い、[こうした主張は] 依然として一定の層に強く受け入れられた」

反対派候補と共産主義とを結びつけて批判するという論法は 1949 年選挙でも用いられた。こうした主張がいかに受け止められたかはより詳細に解明しなければならないものの、上の記述からは人々の間で共産主義に対する警戒感が根強く存在していたことが窺える。

また、同じく扇動が起こった県都セトゥーバル市は「反対派勢力がプロパガンダ集会の開催に失敗した、全国でも稀な市」と報告されている。その要因は、反対派を指導した層の大部分が、政治的にはかつて政権側の立場におり、労働者層の共鳴を得られなかったためであるという。他方同市内の農村地区では、デルガドの勝利も見られた。しかしそれは政治的な要因ではなく、地域独自の要因によるところが大きいとされている¹²³⁾。

UN ヴィアナ・ド・カステロ (Viana do Castelo) 県委員長からの報告書¹²⁴⁾は、県内各市の選挙結果やその背景などが詳細に記されている。それによると選挙期間中は、反対派の扇動はかつて経験したことのないレベルにまで高まったという。デルガド陣営は自らを「救世主」と位置づけ、これを支持しない人間は救済事業に協力しない者とみなすなど、攻撃的な論調が見られたという。さらに仮にトマスが勝利した場合に起こりうる災厄 (内戦、ストライキ、各種負担増) は、政権側に投票した有権者にその責任があるとされ、報告書は「政権支持者を脅していた」と論難している。

各市別の選挙結果ならびにその背景、さらに今後必要な措置を述べた後、報告書の最後には、今般の選挙をめぐる総括が記されている。まずデルガドの訴えは、特に経済的な面で人々を惹きつけ、その願望に訴えかけるものであり、政権側から見ると実現可能性の乏しい経済公約を提示していたということである¹²⁵⁾。反対派はこのように経済状況の改善を望む善良な人々を誘惑したと報告書は述べているが、経済・生活状況の改善こそが人々の政権への支持獲得に

123) そのため、同地区に対しては早急な生活状態の改善 (上下水道の整備など) が必要と指摘されている。

124) ANTT, União Nacional, cx.362, mc.970, pt.7 (PT/TT/UN-A/A-6-60/22). 報告書の日付は不明だが、内容から大統領選挙後に書かれたものと推察される。

において重要だという認識は、上述した各市に対する改善案にも表れている。

そして最も注目すべき点だが、大統領公選制の廃止が提唱されている。その理由として、選挙期間中にデマ、ストライキの呼びかけ、誹謗中傷、侮辱的な貼り紙などが飛び交い、県内に憎悪の雰囲気蔓延したことが挙げられている。これは専ら選挙が地域社会にもたらす弊害という観点からなされた主張であり、また他県からの報告書でここまで明瞭に述べているものはない。しかし選挙の現場を担った部門からのこのような提言がなされたことは、大統領公選制の維持があらゆる次元で政権に弊害をもたらすという認識につながっていったと思われる。

第4節 1959年の憲法改正—大統領公選制の廃止と立憲的独裁の終焉

選挙戦から約50日後の7月29日、デルガドからサラザールに1通の書簡¹²⁶⁾が送付された。デルガドは選挙期間中、途方もない屈辱と暴力を受けたとした上で、選挙結果に関して（各種メディアなどで）いかなる議論・コメントも認められていないこと、自身が23万以上の票を得たにもかかわらず、国民と接触する機会を奪われていることなど、政府の対応を批判している。書簡は以下のように続く。

「政府はそれらのデモ [公式の選挙結果に対する人々の抗議活動] が、今回のようなやり方で行われた選挙に対する人々の反発と抗議を象徴しているということを認めたがらないのだ。今回の選挙結果は国民の意思—それは叛乱的・反国家的な性質は全くない—を表しているとは到底いえない」
「政治的批判を敵視せず、自由や人権を尊重し、自由な民意を通じて権力を正統化することは西洋諸国民 [に共通] の倫理である。我々は西洋世界の重要な一部であり、あなた方は我々を西洋世界の構造と同化させなければならない」
「私は憎悪を促しはせず、それと戦う。私は非寛容ではなく、[相互] 理解を賛美する。私はポルトガル国民を分断するのではなく、彼らを統合し、解放することを望む」

125) 具体的には、商工業における雇用者組合であるグレミオ (Grêmio)、農業労働者のための農民センターである「人民の家 (Casas do Povo)」などの分担金廃止、賃上げ、疾病・失業給付金の支給などがこうした公約と位置づけられている。

126) ANTT, SGPCM-PCOSMC, NT.121 (PCOS/MC. PRC 4/A-9-3).

デルガドは、自らこそが変革を求める国民の声を代弁していること、そして政権が不正によってそうした声の表出を妨げていることへの批判を、強い言葉で表明している。彼はアメリカやイギリスなどのメディアと積極的に接触し、政権側の選挙不正を告発し続けた。国内ではデルガドの書簡でも示唆されている通り、報道が厳しく規制されていたが、トマスの勝利が「作られたもの」であるという認識は、国内外に確実に広がっていった。

またデルガドは、7月17日に軍内の有力将軍に対し、政権に反旗を翻すことを促す書簡を送るなど、選挙後も様々な手段を用いて政権へ攻勢をかける。

危機感を強めた政権側は、デルガドや彼を支援した反対派の有力者を、あらゆる手段を講じて封じ込めようとした。デルガドに対しては民間航空局 (Secretariado da Aeronáutica Civil) 局長を解任する一方、海外使節団のポストを提示するなど、硬軟両面で懐柔を図る (デルガドはこれを受諾せず、翌年1月にブラジルに亡命する)。他方、1958年10月にはイギリス労働党の指導者をポルトガルに招待しようとしたセルジオやコルテゾンを逮捕した。

だがより根源的な問題は、体制を正統化するための大統領選挙が、結果的に政権側の不正を強く想起させるという、著しい逆機能を持ち始めたことである。大統領公選制を継続する限り、反対派が自由な選挙を求めて国内外にアピールし、政権側が勝利したとしても反対派が不正を糾弾するという事態が繰り返されることは容易に想像された。政権側にとって、大統領公選制の廃止以外に選択肢は残っていなかった。

1959年8月の憲法改正によって、共和国大統領は国民の直接選挙ではなく、議会両院の議員および地方議会議員の代表からなる選挙人団 (colégio eleitoral) によって選出されることになった¹²⁷⁾。1956年に開催されたUNの第4回大会においても「直接選挙の漸進的廃止」という結論が採択されていたが¹²⁸⁾、デルガドの巻き起こした旋風によって大統領公選制の持つジレンマと危険性が顕著になった中、公選制廃止は一気に現実化する。新国家体制の正統性が動揺することを懸念する声は、少なくとも政権内部からはほとんど聞かれなかった。公選の共和国大統領を置くことで、19世紀以来の共和主義との連続性、ファシズムや全体主義との相違、さらに自らの民主的性質を声高に謳ってきた新国

127) Campinos, *O presidencialismo do Estado Novo, op.cit.*, pp.48-51.

128) Rosas, *op. cit.*, p.511.

家体制は、真に戦われたただ一度の大統領選挙の後、その立憲的性質を自ら放棄したのである。

終わりに

1958年の大統領選挙と翌年の改憲は、新国家体制の40年以上の歴史の画期をなす転換点であった。本稿を結ぶにあたって1958/59年に起こった変化の意義を整理し、1960年代以降の政治の展望を示したい。

大統領公選制の廃止は、新国家体制の正統性原理が根本から覆ったことを意味した。選挙人団による間接選挙の導入は、体制の代議制的側面を排し、コーポラティズム的な統治への転換と考えることもできる（1957年に同業組合の設置がようやく始まったことも想起されたい）。だが、後半期の新国家体制はより閉鎖的・抑圧的な性質を強めた統治に変容したというのが、よりふさわしい位置づけであろう。

大統領公選制の廃止は、反対派の側からすると、政権を合法的に打倒するための手段が決定的に失われたことを意味する。これによって反対派は、戦略・戦術両面で大きな変更を迫られた。1958年大統領選挙で合法路線に最接近しながらも無為に終わった共産党は、1960年代初頭、再び「国民的叛乱 (levantamento nacional)」へ回帰するに至った。

だが1958年選挙の後、反対派を取り巻く環境には大きな変化があった。それは、新国家体制に対する国際的な関心の高まりである。国内での合法的闘争手段を奪われた反対派にとって、国際世論に向けて政権の抑圧的な性質をアピールすることは、間接的ながら有効な手段となっていく。世界の注目を集めた1961年1月22日の「サンタ・マリア号事件」¹²⁹⁾は、そのような文脈で起こったといえよう。同年にモザンビークで始まり、60年代に泥沼化するアフリカでの植民地戦争と合わせ、ポルトガルの国際的孤立は深まっていく。世界は、ポルトガルの非民主的性質や時代錯誤的な帝国主義の維持に対し、厳しい視線を向けつつあった。

129) ガルヴァン率いる「イベリア解放革命評議会 (Directório Revolucionário Ibérico de Libertação)」のメンバー23人が、カリブ海で客船サンタ・マリア号を乗っ取った事件。ガルヴァンはアンゴラに渡って臨時政府を樹立する計画だったが、アメリカ軍に拿捕された。だがガルヴァンはブラジルに渡り、サラザールへの批判を世界に発信する。

合法的な政治空間から反対派が排除されるのと並行して、体制内反対派としての軍の存在感が急速に拡大する。1933年憲法の制定過程において、軍は共和主義的思潮の代表として、公選大統領制の導入を後押しした。大統領公選制とカルモナの存在は、軍が思想的にも実際的にも新国家体制を受容できるポイントであった¹³⁰⁾。カルモナの死後もサラザールは軍人を大統領に据えることで軍に一定の配慮を示したが、大統領公選制の廃止は、軍内の共和主義伝統に対する挑戦と受け取られた可能性がある¹³¹⁾。そしてデルガドの選挙運動は、体制変革を志向する中級将校に大きな影響を与えた¹³²⁾。植民地戦争をめぐる政権との対立もあり、1960年代以降の軍は反対派運動の中心となっていく。

大統領公選制の廃止は、短期的な安全の確保と新国家体制の存続一本稿の用語に従えば不確実性の回避—を目的とした措置であった。だがその結果生じたのは、新国家体制の正統性の喪失だけにとどまらなかった。体制の変革を求める勢力にとって、立憲の性質を失い狭隘化した政治空間はもはや何の意義も持たず、彼らはより直接的な形で政権の打倒を目指す。このような新国家体制後半期の政治的動態は、違った視角から分析する必要があるだろう。

番人が自ら扉を閉ざして表面上の安住を見出した政権であったが、「修道院」の内と外では不可逆的な変化が起こりつつあった。その扉は、1974年に劇的な形で開けられることになる。

〔付記〕 本稿は科学研究費補助金（若手研究（B）：課題番号15K16986）による研究成果の一部である。

130) 武藤前掲論文、181-182ページ。

131) 20世紀ポルトガルにおける政治と軍との関係を分析した文献として、José Medeiros Ferreira, *O Comportamento Político dos Militares: forças armadas e regimes políticos em Portugal no século XX* (2.^a edição), Lisboa, Editorial Estampa, 2001。

132) 文民反対派と結託した軍内改革派がクーデタを計画し、実行直前（1959年3月12日）に発覚した「カテドラルの陰謀（conspiração da Sé）」事件は、軍内のサラザール政権への不満が高まっていたことを象徴する出来事といえよう。

文末資料：1958年大統領選挙の県別結果

県名	1960年の人口	1958年の有権者	投票総数	投票率	トマスの得票数(率)	デルガドの得票数(率)
アヴェイロ	524,576	86,812	58,383	67.3	40,125(68.7)	17,643(30.2)
ベージャ	276,895	24,004	16,762	69.8	14,540(86.7)	2,197(15.1)
ブラガ	596,768	87,717	68,855	78.5	48,549(70.5)	18,717(27.2)
ブラガンサ	253,441	40,991	27,165	66.3	20,604(75.8)	6,306(23.2)
カステロ・ブランコ	301,536	40,982	33,015	80.6	30,785(93.2)	2,351(7.1)
コインブラ	433,656	75,589	50,278	66.5	35,173(70.0)	14,302(28.4)
エヴォラ	219,016	26,776	17,094	63.8	13,193(77.2)	3,874(22.7)
ファーロ	314,481	37,268	25,677	68.9	22,179(86.4)	3,431(13.4)
ゲアルダ	233,612	38,166	29,714	77.9	25,306(85.2)	4,265(14.4)
レイリア	396,261	61,853	41,981	67.9	31,511(75.1)	10,333(24.6)
リスボン	1,382,525	230,827	163,485	70.8	110,835(67.8)	43,429(26.5)
ポルトレグレ	180,099	27,007	19,506	72.2	15,735(80.7)	3,513(18.0)
ポルト	1,165,421	143,670	103,360	71.9	67,610(65.4)	35,308(34.2)
サンタレン	461,707	86,958	58,843	67.7	37,658(64.0)	20,965(35.6)
セトゥーバル	377,131	27,457	18,389	67.0	12,976(70.6)	5,392(29.3)
ヴィアナ・ド・カステロ	277,748	41,811	29,547	70.7	21,320(72.2)	7,615(25.8)
ヴィラ・リアル	325,358	46,081	32,828	71.2	27,828(84.8)	4,986(15.2)
ヴィセウ	482,416	74,353	55,149	74.2	47,075(85.3)	8,120(14.7)
島嶼部	596,417	81,398	57,005	70.0	53,505(93.9)	3,439(6.0)
海外領	不明	133,665	92,679	69.3	74,131(80.0)	18,003(19.4)

出典：Delgado, Pacheco, Faria (coords.), *op.cit.*, pp.523-530の表を基に筆者作成。投票・得票率はいずれもパーセンテージ。